

令和3年度 第8回南風原町男女共同参画推進会議

いつ／令和4年2月28日（月） 午前10時～

場所／南風原町役場 3階 庁議室

【 次 第 】

1. 開会
2. 議事
 1. 第三次南風原町男女共同参画計画（素案）について
3. その他
4. 閉会

■配付資料■

【資料9】第三次南風原町男女共同参画計画（素案）＜溶け込み版＞

【資料10】第三次南風原町男女共同参画計画（素案）＜見え消し版＞

1
2
3
4
5
6

7

8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

第三次南風原町男女共同参画計画

(素案)

溶け込み版

1
2
3

— 目 次 —

1		
2		
3	序. 計画策定にあたって	
4	1. 計画策定の趣旨	1
5	2. 計画策定の背景	2
6	3. 計画の性格	5
7	4. 計画の位置づけ	5
8	(1) 国・県計画等との位置づけ	5
9	(2) 南風原町の他計画との位置づけ	5
10	5. 計画の期間	6
11	6. 関連する国の法律・計画等について	7
12	(1) 第5次男女共同参画推進基本計画	7
13	(2) 女性活躍推進法とDV防止法に基づく施策について	8
14	(3) SDGsと「5. ジェンダー平等の実現」とは	8
15	I. 総論	
16	1. 計画の理念とキャッチフレーズ	9
17	2. 計画の愛称	9
18	3. 基本方針	10
19	4. 施策体系	11
20	5. 南風原町の取組一覧	12
21	II. 具体的な取組	
22	方針1. 男女共同参画への意識づくり	16
23	(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	16
24	(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	18
25	方針2. 女性の活躍のための方策の推進	21
26	(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大	21
27	(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実	23
28	(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	24
29	方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	27
30	(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	27
31	(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援	29

1	(3)多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備	31
2	(4)生活上の困難に直面するすべての人への支援	32
3	方針4. 仕事と家庭における男女共同参画の推進	34
4	(1)ワーク・ライフ・バランスと家庭における男女共同参画の推進	34
5	(2)職場における男女平等の実現	36
6	方針5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化共生の推進	39
7	(1)平和の継承と発信	39
8	(2)多文化理解の推進	41
9	第三次南風原町男女共同参画計画の成果目標一覧	42
10	Ⅲ. 推進体制	
11	1. 町民との連携	43
12	2. 男女共同参画推進会議との連携	43
13	3. 庁内推進体制の充実・強化	43
14	4. 関係機関等との連携強化	44
15	参考資料編	
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		

1 序. 計画策定にあたって

2 1. 計画策定の趣旨

3 南風原町では、平成 14 年<2002 年>3 月に「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」
4 を策定して以降、平成 24 年<2012 年>3 月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプ
5 ラン～」、平成 30 年<2018 年>4 月にはその改訂版を策定し、本町の男女共同参画行政の施策を
6 推進してきました。

7 男女共同参画行政は、過去には女性の権利の獲得・地位向上の視点で取り組まれ、その後「男
8 女がともに」参画する社会づくりという視点で、女性も男性も一緒になって様々な活動をして
9 いく男女平等を重視するようになりました。そして今、男女という視点から、性的マイノリテ
10 ィなども含めた「多様な性」という視点で、男女共同参画を考えていく時代となっています。
11 さらに、性別、年齢、国籍、障害の有無などといった属性を超えて、互いが認めあい、誰も
12 が共に生きる多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会の実現へと進んでいます。

13 また、社会の動向においては、SDG s による持続可能な開発目標の達成を目指しての取組
14 が求められており、その目標に含まれている「ジェンダー平等の実現」が掲げられているほか、
15 SDG s の原則である「誰一人取り残さない社会づくり」という視点での施策展開も重要とな
16 っています。

17 本町では、令和 4 年 4 月 1 日より「南風原町男女共同参画推進条例」の施行を予定していま
18 す。条例では、町と町民等が責務を果たしながら男女共同参画社会の実現を目指していること
19 から、すべての人が人権を尊重され、認めあいと支え合いの中で個性を活かしながら活躍して
20 いく、生きがいのある地域づくりを進めるために、本計画を策定します。

21

【ジェンダー平等・男女共同参画社会とは】

生まれる前に決定される生物学的な性の違い(セックス：生物学的・生理学的な性差)に対し
て、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差概念を「ジェ
ンダー」(社会的・文化的に形成された性別)と言います。日常生活の中で期待される「男だか
ら、女だから」といった意識や、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェ
ンダーの一部です。ジェンダーによって固定的な性役割や性差別が生じると、片方の性にとっ
ては生きにくい社会を形成します。ジェンダーに捉われず生きやすい社会にするためには、ジ
ェンダーによる男女差別の存在に気付き、それらを平等にしていかなければなりません。

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第 2 条において、「男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、
もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に
責任を担うべき社会」と位置付けられています。

22

23

1 2. 計画策定の背景

2 【国連の動き】

3 男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、昭和 20 年<1945 年>に
4 国連憲章の前文に男女平等を謳い、昭和 21 年<1946 年>には「婦人の地位委員会」を設置し
5 て、男女平等の実現に向けた取組が進められました。また、国連は、昭和 50 年<1975 年>に
6 「国際婦人の 10 年」を宣言し、以後 10 年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性の
7 地位向上のための行動を進めてきました。

8 昭和 54 年<1979 年>には、国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する
9 条約(略称：女子差別撤廃条約)」が採択され、女性に対する差別を定義し、締結国に対し、
10 政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置
11 をとることを求めています。

12 昭和 60 年<1985 年>にはナイロビでの「第 3 回世界婦人会議」が開催され、平成 7 年<1995
13 年>には北京での「第 4 回世界女性会議」が開催されています。これらの取組により、国や人
14 種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

15 平成 12 年<2000 年>には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、
16 「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政
17 治宣言及び成果文書」が採択されています。

18 平成 23 年<2011 年>には、女性と女児の権利を促進するため国連の女性に関する 4 つの機
19 関(国連女性開発基金(UNIFEM)、女性の地位向上部(DAW)、ジェンダー問題に関する事務総長
20 特別顧問室(OSAGI)、国際婦人調査訓練研修所(UN-INSTRAW))を統合した国連機関「UN Women」
21 が発足しました。平成 27 年<2015 年>には、日本事務局も開設されています。

22 平成 24 年<2012 年>には、第 56 回国連婦人の地位委員会が開催され、「自然災害における
23 ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されています。

24 平成 27 年<2015 年>には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、
25 令和 12 年<2030 年>までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標が設定されました。目
26 標は 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no
27 one behind)」ことを誓っています。

28 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文では、「すべての人々の人権を実現し、
29 ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを目指す」が謳われ、SDGs で
30 は目標の 5 番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられました。

31 令和 2 年<2020 年>4 月には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、国連事
32 務総長より「女性及び女児を COVID-19(新型コロナウイルス感染症)への対応の中心に」とい
33 うメッセージが出され、新型コロナウイルス感染症拡大の中では、女性や女児が社会的・経
34 済的に大きな影響を受け、女性の権利や機会を失っていくことや、女性に対する暴力の被害
35 も増えていることをあげ、女性及び女児を新型コロナウイルス対策の対応の中心に据えるよ
36 う強く要請しています。

37 令和 3 年<2021 年>の世界経済フォーラムでは、ジェンダーギャップ指数(「経済」「政治」
38 「教育」「健康」の 4 つの分野のデータから作成される、各国の男女格差を測る指数)が世界
39 156 か国中 120 位であり、前回(令和 2 年<2020 年>)と比べて、スコア、順位ともにほぼ横ば

1 いとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より
2 低い結果となりました。

4 **【日本の動き】**

5 我が国においては、世界的な流れを受け、昭和 52 年<1977 年>に女性に関する施策を総合
6 的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（昭
7 和 62 年<1987 年>）、「男女共同参画 2000 年プラン」（平成 8 年<1996 年>）等が策定されまし
8 た。さらに、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成 12 年<2000 年
9 >）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成 12 年<2000 年>）等が示される
10 とともに、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、平成 12 年<2000 年>には「男
11 女共同参画基本計画（第 1 次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を
12 推進してきました。

13 また、この間、法制度的にも、「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条
14 約」の批准により大きく前進し、平成 11 年<1999 年>には「男女共同参画社会基本法」、平成
15 13 年<2001 年>には「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」が施行されました。

16 平成 17 年<2005 年>12 月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変
17 化を考慮の上、「男女共同参画基本計画」を改訂（第 2 次基本計画）し、総合的かつ長期的に講
18 ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しています。

19 平成 22 年<2010 年>12 月には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速される
20 よう、実効性のあるアクション・プランとして「男女共同参画基本計画」の更なる改訂（第 3
21 次基本計画）を行っています。

22 平成 27 年<2015 年>には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推
23 進法）」、平成 30 年<2018 年>には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等
24 が成立され、指導的立場における女性の参画及び社会における女性の活躍について推進が強
25 化されました。

26 令和 2 年<2020 年>には、DV 防止法や女性活躍推進法によるあらゆる暴力の根絶と女性の
27 活躍について、一層の強化が図られるよう社会情勢等を踏まえて適宜改正が行われています。

28 また同年 12 月、「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し、「すべての女性が輝く令和の社
29 会へ」を掲げ、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を重視した目標設定等を行ってい
30 ます。

1 【沖縄県の動き】

2 沖縄県においては、昭和 59 年<1984 年>に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策
3 定し、その後「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（平成 4 年<1992 年>）、「男女
4 共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（改定）」（平成 9 年<1997 年>）、「沖縄県男女共同参
5 画計画～DE I G Oプラン～」（平成 14 年<2002 年>）と見直しを図りながら、長期計画のも
6 とで、男女共同参画社会の実現を目指してきました。また、平成 15 年<2003 年>には、「沖縄
7 県男女共同参画推進条例」の制定をしています。加えて、平成 19 年<2007 年>には、先の条
8 例に基づく計画として、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定し、平成 24 年<2012 年>に
9 は、同計画の後継計画として「第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」、平成
10 29 年<2017 年>には平成 29 年度<2017 年度>から令和 3 年度<2021 年度>を計画期間とする「第
11 5 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に
12 向けた取組を推進してきました。

13 令和 3 年度<2021 年度>には、令和 4 年度<2022 年度>から令和 8 年度<2026 年度>を計画期
14 間とする「第 6 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」を策定し、これまでの取
15 組を継承しながら、ジェンダー平等、性の多様性の尊重といった近年の社会情勢を踏まえた
16 取組を掲げています。

17 【南風原町の動き】

18 本町においては、平成 12 年<2000 年>1 月に「南風原町男女共生社会をつくる懇話会」を
19 立ち上げ、共生社会づくりの学習会や各種団体との意見交換等の活動実施を行うとともに、
20 懇話会からの提言を受け、平成 14 年<2002 年>3 月に「南風原町男女共同参画計画～まじゅ
21 んプラン～」を策定しました。

22 平成 21 年<2009 年>3 月には、「南風原町男女共同参画推進会議設置条例」を制定し、同条
23 例に基づき、男女共同参画社会の実現に関する施策の企画及びその推進に資するため、「南風
24 原町男女共同参画推進会議」を設置しています。

25 平成 24 年<2012 年>3 月には「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を
26 策定し、男女が共に支えあう地域社会の実現を目指し、取組を進めました。

27 平成 30 年<2018 年>4 月には「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」の
28 中間見直しを行い、性の多様性に関するジェンダー教育や各種ハラスメント防止、子どもの
29 孤立（貧困）防止についての項目を追記しました。

30 この間、学校教育においては、男女混合名簿の導入を、小学校では平成 28 年度<2016 年度
31 >から、中学校では令和 2 年度<2020 年度>から実施しています。

32 さらに、令和 3 年<2021 年>4 月からは町内全中学校において男女の制服選択制を導入し、
33 学校教育におけるジェンダー平等を推進しています。

34 また、町では、職員に占める女性管理職の割合は令和 2 年度で 30%となっており、県平均
35 の 14%を上回り、県内第 1 位であるほか、全国平均の 14.2%も上回っています。

36 令和 3 年度には、「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」の策定にあたり、
37 町民意識調査を実施していますが、小学生、中学生、高校生を対象とした意識調査も実施し、
38 若い世代の声の把握も行っています。

1 **3. 計画の性格**

2 本計画は、本町における「男女共同参画社会の実現」を目指し、取組の方向性や具体的施策
3 を掲げるものです。また、推進に当たっては、行政内の多くの分野との連携・共通認識が不可
4 欠であるほか、町と町民、事業者、教育関係者、地域等との協働により推進するものです。

5
6
7 **4. 計画の位置づけ**

8 **(1) 国・県計画等との位置づけ**

9 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」に掲げる第9条及び第14条第3項に基づく市
10 町村計画として位置付けられるとともに、「第5次男女共同参画基本計画」、沖縄県の「第6
11 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」と整合性を図りながら策定しています。

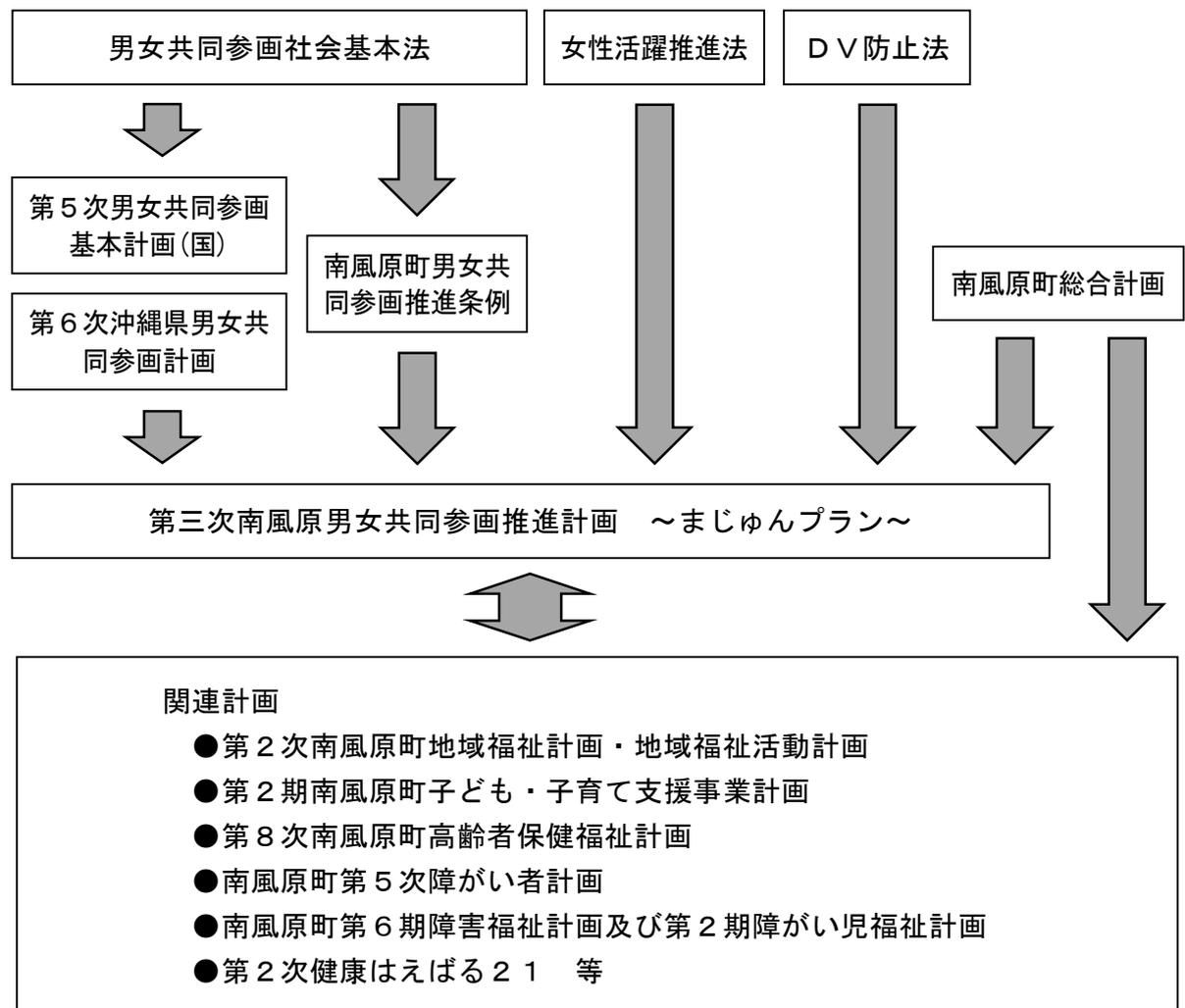
12 さらに、本計画は、国の「女性活躍推進法」及び「配偶者暴力防止法(DV防止法)」に基
13 づく市町村計画として、一体的に策定しています。

14
15 **(2) 南風原町の他計画との位置づけ**

16 本町の他計画においては、町の最上位計画である総合計画を踏まえながら、男女共同参画
17 の視点で本町の各種関連計画と整合性を図り、具体的な施策を掲げています。

18

1 ■計画の位置づけ



25 ※「南風原町男女共同参画推進条例」は、令和4年4月1日施行予定

27 5. 計画の期間

28 本計画は、令和4年度<2022年度>を初年度とし、令和13年度<2031年度>を目標年度とする
 29 10年計画としています。なお、実施状況の把握と評価を毎年度行うとともに、社会状況の変化
 30 等により、必要に応じて中間年度(令和7年度<2025年度>～令和9年度<2027年度>)での見直
 31 しを行います。

32 ○計画の期間

令和4年度 <2022年度>	令和5年度 <2023年度>	令和6年度 <2024年度>	令和7年度 <2025年度>	令和8年度 <2026年度>	令和9年度 <2027年度>	令和10年度 <2028年度>	令和11年度 <2029年度>	令和12年度 <2030年度>	令和13年度 <2031年度>
			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">中間見直し</div>						<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">次期計画 策定</div>

1 6. 関連する国の法律・計画等について

2 (1) 第5次男女共同参画推進基本計画

3 国では、令和2年<2020年>12月、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、「すべての女性
4 が輝く令和の社会へ」を掲げ、3つの政策領域と11の個別分野及び推進体制について、そ
5 れぞれ令和12年度<2030年度>末までの「基本認識」並びに令和7年度<2025年度>末までを
6 見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の
7 実施により達成を目指す「成果目標51」を設定しています。計画では特に「政策・方針決定
8 過程への女性の参画拡大」を重視しており、「2020年の可能な限り早期に指導的地位に占め
9 る女性の割合を30%程度へあげること」、「2030年には、指導的地位にある性別に偏りが
10 ないような社会を目指すこと」を目標とし、政策方針決定過程への女性の参画拡大を図って
11 います。

12 本計画は、第5次男女共同参画基本計画を踏まえながら策定しています。

13

14 **【国の「第5次男女共同参画基本計画」】**

● 3つの政策領域と推進体制の整備・強化

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- IV 推進体制の整備・強化

14

● 11の個別分野

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

15

16

17

1 (2) 女性活躍推進法とDV防止法に基づく施策について

2 女性活躍推進法では、第6条第2項において、「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町
3 村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町
4 村推進計画)を定めるよう努めるものとする。」とされています。

5 また、DV防止法第2条第3項において、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基
6 本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
7 施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

8 本計画においては、上記の2つの市町村計画に係る施策を盛り込み、包含する形で策定し
9 ています。

10
11
12 (3) SDGsと「5. ジェンダー平等の実現」とは

13 SDGsとは、持続可能な開発目標の頭文字「SDGs: Sustainable Development Goals」を取
14 ったものであり、平成27年<2015年>9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持
15 続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年<2030年>までに持続可能で
16 よりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の
17 「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

18 SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、
19 日本としても積極的に取り組んでいます。

20 17のゴールのうち、5番目の目標に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

21
22 ■ SDGsの目標の5番目、「ジェンダー平等を実現しよう」で掲げるターゲット

- 23
- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす。2. すべての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。3. 女性や女の子を傷つけるならわしをなくす。4. 家事や子育てはお金が支払われないが大切な「仕事」であることを認める(家庭内の役割分担などを通じて認め合う)。5. 女性も男性と同じように政治や経済や社会の中でリーダーになれる、できるようにする。6. 誰もが性に関することや子どもを産むことに関する健康と権利が守られるようにする。 |
|--|
- 24

1 I. 総論

2 1. 計画の理念とキャッチフレーズ

3 【計画の理念】

4 憲法の保障している基本的人権の尊重及び多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会の中で、
5 男女共同参画の実現を目指します。

6
7 【キャッチフレーズ】

8
9 **すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、**
10 **こがねはえ さと**
11 **黄金南風の平和郷**
12
13

14
15 2. 計画の愛称

16 すべての人があらゆる分野で共に参画できる社会を目指し、本計画の愛称を「まじゅんプラ
17 ン」とします。

18 「まじゅん」とは、うちな一ぐちで“一緒”を意味しており、本計画を広く町民に普及する
19 のにふさわしい愛称として採用しています。

20
21
22
23
24

1 3. 基本方針

2 方針1. 男女共同参画への意識づくり

3 男女共同参画に関する情報発信を一層強化するとともに、学校教育等における男女共同参
4 画の教育・学習機会を充実し、子どもから大人まで、全てのライフステージにおける男女共
5 同参画意識の醸成、多様性を尊重する人権意識の形成、固定的役割分担意識の変革を図り、
6 すべての人が平等に、共に生きる地域づくりを進めます。

9 方針2. 女性の活躍のための方策の推進

10 女性自らが行動し、積極的な社会参画を図るとともに、その力を十分に発揮し、社会の指
11 導的地位で活躍していけるように、政策・意思決定過程への女性参画や管理職への登用、女
12 性のエンパワーメント支援、地域活動における男女共同参画を推進し、社会で女性が活躍で
13 きる地域づくりを進めます。

16 方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

17 すべての人が地域社会の中で心豊かな生活を送れるように、多様な属性が暮らす町の中で
18 の人権尊重、あらゆる暴力の根絶、生涯にわたる健康づくり支援、高齢者、障がい者など、
19 生活上の困難を抱える人も安心して暮らしていくことのできる、誰一人取り残さない地域づ
20 くりを進めます。

23 方針4. 仕事と家庭における男女共同参画の推進

24 仕事や家庭における男女共同参画を進めるために、女性の社会への参画とともに、男性の
25 家事・育児への参画、職場の理解・環境改善を図るように努め、ワーク・ライフ・バランス
26 の実現できる地域づくりを進めます。

29 方針5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化理解の推進

30 戦争のない、誰もが安心して参加できる平和な社会の継承及び多文化理解を推進するた
31 めに、平和教育、国際交流などの取組の充実を図り、平和を守り・発信する地域づくりと日本
32 及び多文化のよさが認め合える地域づくりを進めます。

1 4. 施策体系

2
3 すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、
4 こがねは え さ と
5 黄金南風の平和郷
6

7
8
9 方針1. 男女共同参画への意識づくり

- 10 (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進
11 (2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実
12

13
14 方針2. 女性の活躍のための方策の推進

- 15 (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大
16 (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実
17 (3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進
18

19
20 方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

- 21 (1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
22 (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援
23 (3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備
24 (4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援
25

26
27 方針4. 仕事と家庭における男女共同参画の推進

- 28 (1) ワーク・ライフ・バランスと家庭における男女共同参画の推進
29 (2) 職場における男女平等の実現
30

31
32 方針5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化理解の推進

- 33 (1) 平和の継承と発信
34 (2) 多文化理解の推進
35
36
37
38

1 5. 南風原町の取組一覧

	施策	行動計画	関連施策 DV防止法	策進 法 関連 推	女性 活 躍 推	担当課
方針1 男女共同参画への意識づくり	(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進					
	①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	継続				企画財政課
	②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	継続				企画財政課
	③第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知	継続				企画財政課
	④SDGsを踏まえたジェンダー平等の啓発・理解	R4～				企画財政課
	⑤SNS等を活用した男女共同参画情報誌の発刊	R4～				企画財政課
	⑥男女共同参画「Q&A」の町ホームページへの掲載	R4～				企画財政課
	(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実					
	①幼児期におけるジェンダー教育の推進	継続				こども課、学校教育課
	②児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	継続				学校教育課
	③主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	継続				学校教育課
	④保育者や教職員に対する男女共同参画に関する研修の充実	継続				こども課、学校教育課
	⑤学校教育での人権教育等の推進	継続				学校教育課
⑥人権の尊重を踏まえたメディア・リテラシーの推進	継続				企画財政課、学校教育課	
⑦性教育・思春期教育の推進	継続				学校教育課	
方針2 女性の活躍のための方策の推進	(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大					
	①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	継続		○		全課
	②役場女性職員の管理職等への登用促進	継続		○		企画財政課、総務課
	③民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	継続		○		産業振興課、総務課
	(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実					
	①女性リーダーの育成	継続		○		企画財政課、生涯学習文化課
	②女性団体等交流会の実施と連絡協議会の設立支援	継続		○		企画財政課
	③女性のための職業能力開発講座等の周知・広報	継続		○		企画財政課、生涯学習文化課
	④女性起業家への支援	継続		○		産業振興課
	⑤SDGsを活用した女性のエンパワーメントの推進	R4～				企画財政課
	(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進					
	①町民の自治会活動等への参加促進	継続				総務課、企画財政課、住民環境課、保健福祉課、教育総務課、生涯学習文化課
	②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	継続				企画財政課
	③伝統芸能等における男女共同参画への理解促進	R4～				生涯学習文化課
	④防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	継続		○		総務課
⑤第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	継続				企画財政課	

施策	行動計画	DV 防止 策 連 施 策	女性 活 躍 推 進 法 関 連 施 策	担当課
方針3 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶			
	①DV・虐待等に関する情報の周知広報充実	継続	○	企画財政課、こども課、保健福祉課、学校教育課
	②DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	継続	○	企画財政課、こども課、学校教育課
	③保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	R4～	○	こども課、学校教育課
	④要保護児童等対策地域協議会の充実	継続		企画財政課、こども課、保健福祉課、学校教育課
	⑤一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	継続	○	企画財政課、こども課
	⑥住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	継続	○	住民環境課
	(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援			
	①住民健診・がん検診の充実	継続		国保年金課
	②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	継続		国保年金課
	③妊娠期からの切れ目のない支援の推進	R4～		こども課、国保年金課
	(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備			
	①高齢者が安心して暮らせる環境の充実	R4～		保健福祉課、産業振興課
	②障がい者が安心して暮らせる環境の充実	R4～		保健福祉課
	(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援			
	①生活困窮世帯への自立支援	R4～		こども課
	②ひとり親家庭への支援・自立の促進	継続		こども課
	③子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援の充実	継続		こども課
	④若年妊産婦に対する支援の充実	R4～		国保年金課
	⑤若年期の自立支援に向けた周知・広報	継続		産業振興課
	方針4 仕事と家庭における男女共同参画の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスと家庭における男女共同参画の推進		
①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し		継続	○	企画財政課
②子育て支援の充実		継続	○	こども課
③介護サービス等の充実		継続	○	保健福祉課
④男性に向けた各種研修会、講座等の開催		継続	○	生涯学習文化課
⑤マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進		継続	○	国保年金課
⑥「家庭の日」の普及・啓発		継続		生涯学習文化課、学校教育課
⑦家庭学級の推進		継続		生涯学習文化課
(2) 職場における男女平等の実現				
①男女の均等な雇用機会等の確保		継続	○	総務課、企画財政課、産業振興課
②各種ハラスメント対策の周知		継続	○	総務課、産業振興課
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮		継続	○	総務課、産業振興課
④育児・介護を支える職場環境の整備		継続	○	総務課、産業振興課
⑤就労環境改善の啓発		継続	○	産業振興課
⑥女性の再就職支援に向けた情報提供		継続	○	企画財政課、産業振興課
⑦厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録	R4～		産業振興課	
⑧働く男女の健康管理対策の実施	継続		総務課、産業振興課	
⑨家族従業者への支援	継続	○	産業振興課	

施策	行動計画	DV防止法 関連施策	策進 女性 関連 連推	担当課	
方針5 平和への貢献と多文化理解の推進 多様性の視点を踏まえた	(1) 平和の継承と発信				
	① 平和特別授業の開催等の取組や平和学習の推進	継続			生涯学習文化課
	② 家庭・地域における平和教育等の推進	継続			生涯学習文化課
	③ 平和事業の活動拠点を活かした事業の充実	継続			生涯学習文化課
	(2) 多文化理解の推進				
	① 国際交流事業の充実	継続			生涯学習文化課
	② 海外で活躍している県系人との交流の実施	継続			生涯学習文化課
	③ 多文化理解を深められる機会の創出	継続			生涯学習文化課、学校教育課

1
2

1 II. 具体的な取組

2 具体的な取組は、以下の構成にしています。

3

【目指す将来像】

各施策における町の将来像を示しています。

【現状と課題】

これまでの本町の取組や町民意識調査結果より、現状と課題を取りまとめました。

【基本的な考え方】

施策展開に当たっての基本的な考え方を位置付けました。

【具体施策】

具体的な施策と取組内容、担当課等を位置付けました。

【家庭・地域・職場に期待する役割】

施策を推進するために、家庭・地域・職場に期待する役割を位置付けました。

4

5

6

1 方針 1. 男女共同参画への意識づくり

2 (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進

3 【目指す将来像】

●すべての人に男女共同参画の情報が広く共有され、家庭をはじめ様々な分野での理解が深まり、男女共同参画が実現しているまち

4

5 【現状と課題】

6 男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりや職場、学校、地域社会など様々な組織等が
7 男女共同参画に関して知り、理解を深めるとともに、行動していくことで実現に近づいていきま
8 す。このため、本町ではこれまで、『第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～』及び
9 その概要版の発信や、男女共同参画週間におけるパネル展の実施等を行い、町民が男女共同参画、
10 社会での女性の活躍、DVの事例、女性相談や男性相談、ジェンダーなどについて考える機会を
11 提供してきました。

12 しかし、令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、『まじゅんプラン』について「知
13 らない(名称も内容もわからない)」という回答が59.9%となっており、「名称も内容も知ってい
14 る」回答者は1.2%にとどまっています。この結果は、10年前の平成23年度<2011年度>に実施
15 した町民意識調査とほぼ同じ結果であり、本計画が町民に十分認知されているとは言えません。
16 また、町民の周知度では「ジェンダー」は59.3%、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ balan
17 ス)」は50.8%と半数以上を占めており、男女共同参画に関連する用語で、メディア等でも取り
18 上げられる機会のあるものは周知度が高い傾向が見られます。このような用語の周知や内容の理
19 解を通して、男女共同参画とは何か、町民が取り組む必要があることは何かを考える機会を設け
20 るとともに、本町の取組や『まじゅんプラン』の周知も図り、町民とともに男女共同参画を推進
21 するまちづくりが必要です。

22 男女共同参画に関する情報を発信し、町民の周知度と理解を深めていくためには、より一層の
23 広報・啓発が必要であり、他の広報媒体活用や町公式のLINEの活用など、新たな広報につい
24 て検討する必要があります。

25

26 【基本的な考え方】

27 男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが男女共同参画を理解し、認めあい、行動す
28 るための意識改革が必要です。そのため、職場、学校、地域社会などの組織において、男女共同
29 参画の考え方を基本とした活動を推進し、男女共同参画が「当たり前」の社会を目指します。

30 多様な媒体、イベント、新たな広報手段の検討と実行を行い、またSDGsの目標5番目が「ジ
31 エンダー平等の実現」であることを併せて町民に広め、一人ひとりにできることから始めていけ
32 るように、事例紹介など関係する情報を広く発信し、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

33

34

1 **【具体施策】**

具体的な施策	施策の内容	担当課
①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	ホームページやSNS等の様々な媒体を通じて、男女共同参画の重要性及び必要性について、広報・啓発を今後も継続して行います。また、子どもから大人まで分かりやすい情報の発信を行います。	企画財政課
②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	第三次男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知を図るため、計画のダイジェスト版による周知・広報啓発を行います。また、講演会などを開催し計画の周知を図ります。	企画財政課
③第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知	第三次男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知を図るため、計画のダイジェスト版による周知・広報啓発を行います。また、講演会などを開催し計画の周知を図ります。	企画財政課
④SDGsを踏まえたジェンダー平等の啓発・理解	SDGsが目指す17の目標のうち、目標5にあたる「ジェンダー平等の実現」について周知・広報を行うほか、SDGsの目標達成に向けた取組の普及啓発と理解を図ります。	企画財政課
⑤SNS等を活用した男女共同参画情報誌の発行	男女共同参画に関する情報、事例紹介等の新たな情報発信手法として、SNS等を活用した男女共同参画情報誌を発行し、男女共同参画が町民によりわかりやすく、より身近に感じられ、より情報を入手しやすくなるように図ります。	企画財政課
⑥男女共同参画「Q&A」の町ホームページへの掲載	男女共同参画に関する基礎知識の普及を図るため、男女共同参画についての趣旨、必要性、事例などをQ&A形式でホームページに掲載し、町民によりわかりやすく男女共同参画について伝えていきます。	企画財政課

2
3 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

4 ○家庭では：

- 5 ・町から発信される男女共同参画についての情報に関心を持ち、目を通してみましょう。
- 6 ・男女共同参画に関する研修・講座や、意識啓発の機会に積極的に参加しましょう。
- 7 ・ご家庭での男女共同参画の在り方に目を向け、まずは家庭からチェックしてみましょう。
- 8 ・男女共同参画の必要性を話し合ったり、互いを思いやる気持ちを育みましょう。

9 ○地域では：

- 10 ・機会があるごとに男女共同参画について話し合みましょう。
- 11 ・自治会や地域活動の中での男女共同参画の在り方について、チェックしてみましょう。
- 12 ・町との連携のもと、各字公民館等での男女共同参画パネル展の実施を図り、地域での男女共同参画の意識醸成に努めましょう。

14 ○職場では：

- 15 ・町から発信される男女共同参画の情報に関心を持ち、男女共同参画を職場で取り入れる方法を考えてみましょう。
- 16 ・職場での男女共同参画の在り方に目を向け、職場の状況をチェックしてみましょう。
- 17 ・男女共同参画の重要性を理解し、男女共同参画パネル展への協力等を行うとともに、男女共同参画の学習会などに従業員の参加を促すなど、人材育成に努めましょう。

1 (2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実

2 【目指す将来像】

3 ●子どもの頃から、人権や多様性を尊重する心を育み、誰もが互いを認めあって支
4 え合いながら暮らしていけるまち

5 【現状と課題】

6 日本では、昔からの慣習や社会の中で「女性だから・・・」、「男性だから・・・」という、女
7 性、男性の固定的な役割意識があり、それを当たり前のように押し付けられたり、あるいは無意
8 識に受け入れてしまっている場合が、世の中には今も多くあります。こうした固定的な役割分担
9 意識は、幼い頃から日常生活の様々な場・機会を通して植え付けられていくものであり、男女共
10 同参画社会の推進を妨げる一因となっています。

11 令和3年度<2021年度>に行った子ども意識調査では、親から「女の子らしく、男の子らしく」
12 と言われた経験について、中学生男子は38.6%であるのに対し、中学生女子は65.2%を占めて
13 おり、小学生や高校生より高い結果となっています。さらに、男女の性差意識について見ると、
14 中高校生では、学校の係や当番で男子・女子の役割分担を感じている割合が50%程度を占めるほ
15 か、女子の方がいろいろな場面で甘やかされていると感じる割合が40%～50%程度あります。

16 町民意識調査結果においては、男女共同参画のために行政が推進すべきこととして、学校での
17 男女共同参画教育を重視する声が80.7%を占めており、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸
18 成が望まれているところであります。

19 そうした中、本町の学校教育の場では、道徳や特別活動も含め、全ての学校教育活動を通して、
20 人権教育を推進しています。また、ジェンダー平等を意識づけるため、保育園や幼稚園、学校で
21 は、男女とも「さん付け」で呼ぶことや、男女混合名簿を導入しているほか、中学校においては、
22 令和3年度<2021年度>より、性別に関係なく制服を選べる「制服選択制」を導入しています。こ
23 の取組を自治体として実施しているのは県内初であり、男女混合名簿、制服選択制など本町は学
24 校教育の場において、すべての人の人権、多様性の尊重を意識して推進しています。町民意識調
25 査でも、男女の地位の平等感については、家庭や職場、政治の場、慣習・しきたりでは男性が優
26 遇されていると感じる割合が半数を超えていますが、「学校教育の場」では男女平等と感じる割合
27 が52.1%で、最も平等感を感じているのは学校であることがわかります。

28 性の多様性に目を向けると、性の多様性を認めていきたいとする声は、町民意識調査では、
29 72.5%、中学生で81.5%、高校生で71.1%となっており、男女別では女性の方でこの割合が高く
30 なっています。学校においては、児童生徒や教職員を対象としたLGBTの理解や性の多様性を
31 学ぶ講演会や学習会(道徳や特別活動など)を実施しており、性の多様性についての理解が深まる
32 ように努めています。今後も引き続き、ジェンダー教育やLGBTを含めた性の多様性に係る学
33 習を推進する必要があります。

【基本的な考え方】

男女共同参画やジェンダー、性の多様性、人権などについては、子どもの頃から意識の醸成を図ることが重要です。子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期から、固定的性別役割分担を意識しない教育や人権、DV、ジェンダー平等、性に関する正しい知識について、子どもの発達段階に応じた教育を推進します。

また、子どもたちを指導する立場である保育士や教職員等も、男女共同参画意識を高め、更なる向上を図ります。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
① 幼児期におけるジェンダー教育の推進	子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、家庭との連携のもと、保育所や幼稚園で固定的な性別役割分担意識を植え付けない教育を推進します。	こども課 学校教育課
② 児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、固定的な性別役割分担意識を植え付けないジェンダー平等の学習機会や学校生活を推進します。 また、LGBT等、性の多様性について理解するための人権教育について、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。	学校教育課
③ 主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	次世代を担う子どもたちが性別に捉われないことなく、それぞれが望む進路を主体的に選択でき、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進を図ります。	学校教育課
④ 保育、教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実	保育士や教職員等の関係者に対して、男女共同参画意識の更なる高揚を図るため、研修機会の充実を図ります。	こども課 学校教育課
⑤ 学校教育での人権教育等の推進	人権ガイドブックの活用をはじめ、道徳の時間や平和学習、総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、学校教育において多様性を認めあえる人権教育やDV等の教育を推進します。	学校教育課
⑥ 人権の尊重を踏まえたメディア・リテラシーの推進	情報化社会の中で、人権を尊重した情報モラルを見につけられるよう、SNSやインターネットの活用に係るメディア・リテラシーについて、人権尊重の観点から踏まえた情報モラルの周知と指導を行います。	企画財政課 学校教育課
⑦ 性教育・思春期教育の推進	すべての人がともに性に関する正しい知識を持ち、命の大切さや親になることの意義、人権尊重について理解と認識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を推進します。	学校教育課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

・男女を分け隔てなく育てるとともに、男女を問わず、子どもの頃から家事などを体験させましょう。

・子どもが、学校で学んだり体験したジェンダー平等や多様性(ダイバーシティ)を尊重する社

- 1 会に関する話題に対して、保護者は関心を持ち、一緒に考え、意見交換してみましょう。
- 2 ・「男だから」「女だから」、「男でしょ」「女でしょ」といった区別は避けましょう。
- 3 ・子どもの進路について、子ども自身に主体的に選ばせましょう。

4
5
6
7

1 方針 2. 女性の活躍のための方策の推進

2 (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大

3 【目指す将来像】

●管理職など、指導的立場で活躍する女性が増え、すべての人が自らの力を発揮するとともに、多様な町民の視点や考え方をまちづくり、民間事業所・団体の活動に反映させていく活力あるまち

4

5

【現状と課題】

6

国では、女性の活躍を推進する取組を行ってきましたが、「指導的地位に女性が占める割合」は令和2年<2020年>で10%にとどまっており、目標としていた30%に届いていません。また、令和3年<2021年>の世界経済フォーラムでは、SDGsの目指す「目標5」である「ジェンダー平等の実現」において、世界156か国のうち、120位と低い状況にあります。

7

このような状況を受け、国では、令和2年<2020年>12月に策定した「男女共同参画基本計画」において、社会での女性の活躍を重視する計画を掲げています。

8

本町においては、多様な町民の視点や考え方をまちづくりに反映させていくためにも、あらゆる分野における政策等の立案及び意思決定において、すべての人が対等に参画することを目指して取組を行ってきました。

9

本町職員の女性管理職登用は30%であり、県平均の14%、全国平均の14.2%を上回り、県内では第1位と最も高くなっています。しかし、各種審議会等の女性登用の割合をみると、令和2年度<2020年度>では27.4%であり、10年前の平成23年<2011年>4月1日の32.8%を下回る状況にあります。県内でも17位と高くはなく、女性委員のいない審議会等もあります。審議会における女性の参画が課題となっています。

10

令和3年度<2021年度>の町民意識調査では、女性を取り巻く環境で変わってきていると感じることとして、「女性の管理職が増えた」という声が45.1%と半数近くを占めています。しかし、男性優位の社会の仕組みや制度が根強くあるために、女性の管理職が少ないという声が51.3%と半数を占めるほか、女性の能力発揮のチャンスが男性のように与えられていないという声も30.3%ありました。

11

こういった状況を踏まえ、男女にとらわれずに、幅広い人材の登用を行うことで、幅広い意見を取り入れ、新しい視点で政策や様々な取組を進めることができます。男性優位の社会構造を変えることや女性にもチャンスがあることなどといった声を踏まえ、すべての人が能力アップや力を発揮できるように取り組んでいくことが求められています。職場や地域、行政等あらゆる分野で女性の意識を高めていくとともに、女性の能力を十分に発揮できるような支援や環境づくりを行うなど、政策・意思決定過程への女性の参画により、女性が一層活躍する社会づくりを進めることが必要です。

12

13

【基本的な考え方】

管理職の女性登用を推進するとともに、女性の活躍について、職員への研修や女性職員の意識向上、リーダー育成に係る研修等を行うなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)を行います。

また、審議会・委員会委員の選任の際にも、男女を問わず幅広い人材の登用を図り、女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に積極的に取り組みます。さらに、民間事業所や各種団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	審議会・委員会委員の選任について、男女を問わず幅広い人材の登用を図ります。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に向けて積極的に取り組みます。	全課
②役場女性職員の管理職等への登用促進	女性職員について、研修などへの積極的な参加を促すとともに、能力のある女性の昇任・管理職への登用、職域の拡大を図るなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)の働きかけを行います。 また、このような女性職員をサポートするため、多くの職員の理解がある環境を整備します。	企画財政課 総務課
③民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	民間事業所や商工会等関係団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。	産業振興課 総務課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、自らの力を発揮できるように、各種審議会・委員会等、まちづくりの様々な場に積極的に参画しましょう。
- ・地域の役職などに女性も積極的にチャレンジしましょう。

○地域では：

- ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、優れた人材を役職として登用するなど、男女共同参画による地域づくりに努めましょう。

○職場では：

- ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、優れた人材を管理職として登用するなど、公平な職場環境創出に努めましょう。

1 (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

2 【目指す将来像】

3 ●女性の潜在能力を引き出すことで、女性があらゆる分野で活動し、社会の発展に
4 より多く関わっていくまち

5 【現状と課題】

6 近年、共働き世帯が増加し、女性の社会進出が進んでいますが、指導的立場に占める女性の割合は世界と比べて低くとどまっています。女性が能力を十分に発揮するためには、本人の努力とともに、能力開発・人材育成などにより女性が力をつけていく支援の充実も必要となります。SDGsにおいては、目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(潜在能力を引き出し、発揮させること)を図ることを目標としています。

7 令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、首長や議員、管理職などへの女性の参画が少ない理由のうち、「女性自身に役職に対する関心やチャレンジ精神がない」という回答は18.5%で、10年前の調査時(28.5%)からやや下がっています。意思決定過程への参画などにおいて、女性の向上心は以前より高まってきていることがうかがえます。

8 本町では、女性の研修参加を促し、女性リーダーの育成、女性団体の交流会など、女性のエンパワーメントと交流につながる取組を推進しています。

9 女性が社会の様々な分野で活躍し、責任ある役割を担っていくために、女性の能力向上のための支援及び、女性が力を発揮できる組織環境であることが必要です。

10 【基本的な考え方】

11 女性がその能力を十分発揮できるように、女性リーダーの育成及び女性のエンパワーメントや女性の能力開発につながる各種講座等の実施や情報提供等を行い、女性の意識向上と、責任ある役割を担い、やりがいを感じながら自分らしく生きていくための支援に努めます。

12 【具体施策】

13 具体的な施策	14 施策の内容	15 担当課
16 ①女性リーダーの育成	17 各団体や地域等で活動する女性リーダーの育成に向け、国内外の各種研修への派遣や女性リーダー研修の実施、女性のエンパワーメントにつながる生涯学習講座等の実施を図ります。	18 企画財政課 19 生涯学習文化課
20 ②女性団体等交流会の実施と連絡協議会の設立支援	21 女性団体等交流会を開催するとともに、女性団体の連携を図りながら町女性団体連絡協議会の立ち上げを支援します。	22 企画財政課
23 ③女性のための講座等の周知・広報	24 関係機関等が実施する、女性の人材育成講座等に関する情報の周知・広報を行います。	25 企画財政課 生涯学習文化課

具体的な施策	施策の内容	担当課
④女性起業家への支援	町商工会や金融機関等の関係機関等と連携し、女性起業家育成のための講座の実施、情報提供や相談を行います。	産業振興課
⑤SDGsを活用した女性のエンパワーメントの推進	町内の女性団体等に対して、SDGsに関連する活動・セミナー・交流を推進することで、各団体間の連携を促進し、SDGsの活用による女性のエンパワーメントの推進を図ります。	企画財政課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・女性のエンパワーメントに関心を持ち、関連する学習機会等に参加しましょう。
- ・男性も、女性のエンパワーメントに関心を持ち、社会参加する女性を支援しましょう。

○地域では：

- ・自治会等においては、幅広い人材の活用とリーダーの育成に努めましょう。
- ・女性団体間の交流を充実していくとともに、女性のエンパワーメントに資する取組や情報交換などを行いましょ。

○職場では：

- ・資格取得や職業能力開発にチャレンジする意欲を高めるため、女性従業員の能力開発講座等への参加促進等を行いましょ。

(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

【目指す将来像】

- 地域に残るこれまでの慣行を見直しながら、すべての人が、参加したい行事や伝統芸能、防犯、防災、見守り活動などに自由に参加し、つながりを持って地域活動するまち

【現状と課題】

沖縄には優れた文化がたくさんあり、本町においても綱引き、エイサーなどをはじめとする伝統と文化に恵まれた町です。祭りや伝統文化の中には、旗頭、獅子舞、綱引きなどでは、男性が担うものという風習があり、女性が参加できないなど、地域における「男性社会」の傾向が見られます。

令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、男女の地位の平等感について、「社会通念・慣習・しきたりなど」で男性優遇を感じるという割合が73.9%(平成23年(2011年)調査時64%)と非常に高く、また「地域活動・社会活動の場」では42.5%(平成23年(2011年)調査時37.6%)が男性優遇を感じています。この結果は10年前の調査時より上昇しており、地域社会における男女平等の推進が必要となっています。

本町においては、男女共同参画週間でのパネル展を開催し、社会制度や慣行(社会通念・習慣・しきたり)についての見直しとその意識づくりのための広報・啓発活動を行っています。また、女

性が主体となった活動の強化を図るべく各女性団体が連携し、交流できる機会を確保してきました。防災分野においては、女性の視点を踏まえた避難所の在り方検討も必要であり、女性の意見を災害・防災対策に取り入れながら地域防災に取り組むことも大切です。

活力ある地域社会を築くためにも、社会通念・慣習での男性優位を見直すきっかけづくりをしていくとともに、すべての人が同じ立場で共に地域社会に参画し、協働で支え合っている地域社会づくりが必要です。

【基本的な考え方】

地域活動を行う上で、誰もが参加でき、多様な考え方が地域づくりに活かされることを目指します。また、地域の社会通念や慣行について、男女共同参画の視点でより望ましい方向へ見直しを行うことで、地域の活性化や組織の活動強化につなげます。

地域防災においても、男女共同参画の視点で、災害時の避難や避難所、被災後の生活等について検討し、地域防災に取り組みます。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①町民の自治会や各種団体の活動への参加促進	すべての人がともに自治会や各種団体の活動に参加し、多様な考え方が地域づくりや各種活動に活かされるよう、広報や様々な講座等を行い、自治会や各種団体の活動など様々な地域活動への町民の参画を促進します。	総務課 企画財政課 住民環境課 保健福祉課 教育総務課 生涯学習文化課
②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行(社会通念・習慣・しきたり)について、すべての人が社会の一員として対等な立場で意思決定をし、自らの責任を果たせるようにしていくなど、意識の啓発を図ります。	企画財政課
③伝統文化・芸能・工芸における男女共同参画への理解促進	伝統的な性別意識・習慣のある伝統文化・芸能・工芸について、性別に偏らず、希望する人が参加できるように促すなど、時代にあった伝統文化・芸能・工芸の保存と継承について理解促進を図ります。	生涯学習文化課
④防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	町の地域防災計画や災害時の避難、避難所や被災後の生活での様々な問題を解決するために、女性やその他多様な方々の視点を取り入れたり、防災会議の委員などに登用を図ります。	総務課
⑤第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	地域や職域等で男女共同参画や、人権問題等に関する調査、研究などの取組を行う団体の育成を支援し、連携体制の充実を図ります。	企画財政課

1 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

2 ○家庭では：

- 3 ・男女を問わず、自治会活動等の地域活動に積極的に参加しましょう。
4 ・伝統芸能などで興味のあるものには、誰もが積極的に参加しましょう。

5 ○地域では：

- 6 ・自治会活動や、防犯・防災など様々な地域活動への女性の参画を促しましょう。
7 ・男女で分けられている役割・慣習が地域の中にないか検証し、皆で改善に向けて話し合うな
8 ど見直しを行いましょう。
9 ・伝統芸能においては、これまでの男性偏重の慣行を見直し、性別で分け隔てることなく、誰
10 もが参加できるようにしましょう。

11

12

方針 3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

【目指す将来像】

- すべての人がDVや虐待を見逃さず、予防や早期発見が迅速に行われるとともに、相談から支援までの体制が構築されているまち
- あらゆる暴力が根絶され、すべての人が安心して暮らすまち

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現においては、人々の人権尊重の上に成り立つものであり、DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシャル・ハラスメント、性犯罪などの暴力は、明らかに人権を侵害するものであります。また、DVは、子どもが暴力を目にすることで、子どもへの精神的虐待にもなるほか、DVのある家庭では子どもへの暴力も見られます。

令和3年度<2021年度>の町民意識調査では、DV被害者について、「身近に当事者がいる」や「家族や知人から相談されたことがある」という回答が5%程度あります。DVを見聞きした際には、被害者をかくまったり、相談機関を紹介したという声があるものの、「何もできなかった」という回答が27.4%あります。また、回答者本人がDVを受けた経験を見ると、「暴言を受けた」が21.3%、「身体に対する暴力を受けた」が13.0%であるほか、男性に比べて女性の方が高くなっています。暴力を受けた際の相談状況を見ると、どこにも相談しなかったという回答が44.1%を占めており、相談しなかった理由としては、「相談するほどではなかった」や「自分も悪いところがあつた」をあげる声が高いが、中には「恥ずかしくて誰にも言えなかった」、「相談しても無駄だと思った」、「自分が我慢すればやっつけられると思った」という回答がそれぞれ20%弱あります。DVについて悩み、つらい思いを抱え込まずに済むように、専門相談の窓口が周知されるとともに、どんなことでも気軽に相談できる場、プライバシーが守られる場、親身になって寄り添う場であり、相談者を“受け止める場”であることが必要です。

また、調査結果の中には、女性だけではなく、男性へのDVや専用相談窓口など、男性の視点での取組も必要であるという声が見られました。

本町では、男女共同参画週間において、身体的・精神的・性的暴力などDVについてのポスター展示を行い、DV防止のための啓発・広報を行っているほか、町ホームページに相談窓口一覧を掲載し、DVや性的暴力の防止と被害者のための相談窓口についての情報提供を行っています。今後は、町公式のLINEへの掲載の仕方など、利用したい人がすぐに検索できるような方法も検討が必要です。

また、高齢者、障がい者、児童への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるため、町民への虐待に関する知識の普及啓発や関係機関等との連携ネットワークを構築しています。児童虐待については、家庭でのDVが関係していることもあるため、こども課内にDVに関する相談窓口を設置しています。

学校においては、全児童生徒へ児童虐待の相談窓口等(電話189)のチラシを配布し、窓口の周知に努めています。要保護児童等対策地域協議会を設置し、関係機関等との連携体制のもと、

1 虐待の早期発見・対応に努めています。

2 3 【基本的な考え方】

4 DVや、恋人間に起こるデートDVなどの予防、虐待も含めたあらゆる暴力の根絶を図るため
5 に、身体的・精神的・性的暴力などについての情報、相談窓口の周知を行います。また、要保護
6 児童等対策地域協議会を通じて、関係各課や関係機関等との連携を強化し、DVや虐待の予防と
7 ケースに対する早期対応を図ります。

8 被害者保護やプライバシーの観点では、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につない
9 だり、被害者の住所を探索することを防止する措置を講じる等の対策を行います。

10 11 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①DV・虐待等に関する情報の周知広報充実	配偶者や恋人等からの暴力を根絶するため、DV防止法の周知徹底を図るとともに、ポスター等各種広報媒体を活用し、身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースがDVに該当することを周知します。また、関係各課との連携のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の周知と合わせ、あらゆる暴力・性犯罪等の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。 周知広報は、地域全体に対するもののほか、幼稚園、保育所、学校等といった、子どもに関連する関係機関等へも行います。	企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課
②DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	男女を問わずDVや虐待も含めたあらゆる暴力の防止と被害者の保護を図るため、関係機関等による相談窓口の周知を行います。 なお、役場内においては、女性相談員の増員を図るなど、プライバシーに配慮した相談窓口の充実を図ります。また、学校においても、児童虐待の相談先の周知を行います。	企画財政課 こども課 学校教育課
③保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	保育士や教職員等、乳幼児や児童生徒等の関係者に対し、DVや虐待防止の研修機会等を設け、意識の向上を図ります。	こども課 学校教育課
④要保護児童等対策地域協議会の充実	DVや各種虐待の防止、被害者への適切な対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の強化を図るため、協議会の定期的な開催、関係課や関係機関等との連携を強化し、様々な事例に迅速対応を図ります。	企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課
⑤一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	関係機関等との連携・調整を行う間、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につなぎ、利用が必要な人への対応を行います。	企画財政課 こども課
⑥住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	DV及び虐待加害者が住民票の写し等を不当に請求し、被害者の住所を探索することを防止するため、被害者からの申し出により支援借置を講じます。	住民環境課

12 13 【家庭・地域・職場に期待する役割】

14 ○家庭では：

15 ・DVや虐待に関する相談窓口を知り、必要な時には早めに相談しましょう。

- ・DV等、身の回りで起こっている人権侵害や暴力等に対しては、見逃すことなく通報するなど、適切に対応しましょう。

○地域では：

- ・隣近所で子ども、障がい者、高齢者などの虐待が心配される時には、すぐ通報するなど、虐待の予防や早期発見を意識して行動しましょう。
- ・DVに悩んでいる人などがいた場合、相談に応じたり、相談窓口を紹介しましょう。また、DV被害者を発見した場合は警察などに通報しましょう。

(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

【目指す将来像】

- すべての人に健診等の保健事業が提供され、すべての人が健康的な生活を確保するとともに、妊娠出産から子育て期に至る切れ目のない支援を受け、健康で安心して子育てができるまち

【現状と課題】

すべての人が安心して暮らすために、健康であることが一番の願いであり、生涯を通じた健康支援が求められています。特に、女性では、妊娠・出産とそれに伴う健康上の様々な問題に直面したり、婦人がん等の女性特有の病気もあります。平成6年<1994年>にカイロで開催された国際人口開発会議においては、性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)が提唱され、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることが求められました。

また、SDGsにおいては、目標の3番目に「すべての人に健康と福祉を」が掲げられており、あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進するとされています。

本町では、母子保健事業、健診、特定健診、がん検診、婦人がん検診等を実施するとともに、健診の重要性の啓発及び受診勧奨を行っています。令和2年度<2020年度>は新型コロナウイルス感染症の影響で一部予定を変更したものの、オンラインでの両親学級開催など、ICTを活用しながら事業実施しているものもあります。健診においては、若い世代の受診率向上を図ることが課題となっています。また、母子保健においては、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦と子どもの健康等について、妊娠期からの切れ目のない支援を行う体制づくりを行っています。

【基本的な考え方】

すべての人が生涯にわたり健康的な生活を送る事ができるよう、性教育や思春期教育をはじめ、様々なライフステージの中で健康づくり支援を図ります。

妊産婦や子どもについては、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、母子の健康保持・増進や子育てで不安の解消等を図ります。また、女性については女性特有の病気もあるため、婦人がん検診の実施など支援を行います。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について広報・啓発を図ります。

1 **【具体施策】**

具体的な施策	施策の内容	担当課
①住民健診・がん検診の充実	<p>すべての人が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、住民健診やがん検診などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠・出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診の実施及び特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん・乳がん検診の受診啓発を継続するなど性差に応じた支援を図ります。</p> <p>また、住民健診や婦人がん検診などの重要性について若い世代への周知をさらに行い、受診率向上を目指します。</p>	国保年金課
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理念について普及を図るため、情報提供を行います。	国保年金課
③妊娠期からの切れ目のない支援の推進	妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、親子健康手帳発行時の保健指導、栄養指導をはじめ、妊娠出産に関する健康相談、産後ケア、保健指導、栄養指導等、母子保健サービスを推進します。	こども課 国保年金課

2

3 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

4 ○家庭では：

- 5 ・各種健診を必ず受けるようにしましょう。
- 6 ・妊娠出産期から子育て期においては、町の各種母子保健の取組を受けるとともに、気になる
- 7 ことは相談して不安や悩みの解決をしていきましょう。
- 8 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念について学ぶとともに、いつ何人子どもを産むか、
- 9 あるいは産まないかを夫婦で話し合みましょう。

10 ○地域では：

- 11 ・地域から健診受診の呼びかけを行うとともに、健康づくりのための取組を行きましょう。

12 ○職場では：

- 13 ・従業員の健診受診を徹底するとともに、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的
- 14 に実践する「健康経営」を進めましょう。

15

16

1 (3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備

2 【目指す将来像】

3 ●すべての人が、多様性（ダイバーシティ）を尊重する社会の中で互いを認めあい、
4 安心して暮らせるまち

5 【現状と課題】

6 地域社会においては、性別や年齢のほか、国籍、障害の有無、要介護状態の有無、認知症状の
7 有無、家族形態など、様々な属性の方々が共に暮らしており、“属性”を超えて互いに認めあい、
8 支え合いながら、私たちは日常生活を営んでいます。このような「多様性（ダイバーシティ）を尊
9 重する社会」は、人種・性別・年齢などに一切関係なく、すべての人々が自分の能力を活かして
10 いきいきと社会参加したり、また安心して地域で暮らしていける社会のことですが、高齢者、障
11 がい者、外国人等は、介護・介助が必要であったり、言葉や文化が違い理解できなかつたりと、
12 支援を必要としている場合もあります。特に女性においては、支援が必要な上に、女性であるこ
13 とにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があり、防災、防犯、健康支援、生活
14 支援、就労などにおいて、性別の観点も考慮した配慮が必要です。

15 令和3年度<2021年度>に実施した町民意識調査では、「多様性（ダイバーシティ）を尊重する社
16 会」という言葉の周知度は33.5%であり、用語だけではなく内容も知っているという回答は
17 10.1%にとどまっています。

18 本町の各種事業・施策においても、「多様性（ダイバーシティ）を尊重する社会」の認識を念頭に
19 置きながら、すべての人が住みやすいと感じられ、また性別の観点も考慮した事業実施が必要です。

20 【基本的な考え方】

21 すべての人が、多様性社会の中で互いを認めあい、支え合うことで、安心して暮らしていける
22 町を目指し、各種支援やサービス提供を充実するほか、女性であることによる複合的な困難が解
23 消されるように、努めます。

24 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
① 高齢者が安心して暮らせる環境の充実	すべての人が、高齢になっても介護を必要とせず、生きがいを持って暮らせるよう、生きがい活動の機会の確保や参加促進、就労支援、介護予防事業の充実を推進します。 また、高齢者の性別や生活実態・ニーズを踏まえた包括的なケア体制充実を図ります。	保健福祉課 産業振興課
② 障がい者が安心して暮らせる環境の充実	障がいを理由とする差別の解消の観点から、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合い、共に生きる地域づくりを推進します。 また、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及び生活実態等に応じ、個別的な支援の必要性を踏まえたきめ細かい支援を図ります。	保健福祉課

1 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

2 ○家庭では：

- 3 ・高齢者、障がい者等が家庭や身近にいる場合には、その方の状況を理解し、困っている場合
4 は手助けをしましょう。

5 ○地域では：

- 6 ・地域の中で、多様性について理解し、互いを認めあいながら共に地域活動を行いましょう。
7 ・障がいや認知症状などについて理解し、困っている人がいる時には相談にのったり、必要な
8 支援につなぐなど支え合いを意識しましょう。
9 ・介護予防等の生きがい活動へ、男性の参加を促しましょう。

10 ○職場では：

- 11 ・多様な人が働きやすい職場環境、相談しやすい環境、職員間で理解し合える環境づくりに努
12 めましょう。

13
14
15 **(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援**

16 **【目指す将来像】**

- 17
18 **●生活上の困難に直面している町民が、法制度や地域の見守り・寄り添い・支え合
19 いを受け、自立した生活を送れるまち**

20 **【現状と課題】**

21 近年は生活保護受給者数の増加や制度のはざままで貧困生活を送る生活困窮世帯の増加が社会
22 問題となっています。また、沖縄県ではひとり親家庭が多く、特に母子家庭は、母親の就労によ
23 る収入が男性より低い状況もあり、生活困窮に陥りやすいという課題もあります。

24 このような中で、平成 27 年<2015 年>4 月から施行された「生活困窮者自立支援制度」は、生
25 活困窮者が自立生活を送れるように相談支援から就労へのつなぎや斡旋など、一人ひとりの状況
26 に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携
27 して、解決に向けた支援を行うものです。

28 本町においては、生活資金の貸し付けや就労の準備支援などにより、対象者の自立支援を図っ
29 ています。

30 ひとり親家庭については医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援し
31 ています。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等とも連携し、就労支援等
32 を行っています。

33 また、沖縄県は子どもの貧困率が全国で一番高く、子どもの貧困対策を重視していますが、最
34 近はヤングケアラーも社会問題となり、子どもの孤立対策も重要となっています。

35 本町では生活困窮世帯の孤立対策を率先して行っており、子どもの居場所事業を実施し孤立し
36 ている子ども達やその世帯の支援を行っているほか、助産師と連携した若年妊産婦支援・若年妊
産婦の居場所事業を行い、子どもや保護者の気持ちに寄り添った支援を行っています。

【基本的な考え方】

生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援等を行います。また、ひとり親家庭の自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援を行います。

子どもの孤立対策である居場所事業、若年妊産婦への支援により、人とのつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。さらに、自立を目指す若者の自立支援に努めます。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①生活困窮世帯への自立支援	生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援などについて、パーソナルサポートセンター南部と連携を取りながら進めます。	こども課
②ひとり親家庭への支援・自立の促進	母子父子家庭医療費助成事業の継続実施により、ひとり親家庭の負担軽減を図ります。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携のもと、自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援策の実施を図ります。	こども課
③子どもの孤立（貧困）の防止に向けた支援の充実	教育委員会を含む各関係機関等と連携し、子どもの居場所事業により孤立している子ども達やその世帯の支援を行います。	こども課
④若年妊産婦に対する支援の充実	保健師や助産師と連携しながら、若年妊産婦への専門的な助言・指導による産前からの切れ目のない支援を行うとともに、生活困窮世帯の若年妊産婦に対して、安全安心な居場所を提供し、人とのつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。	こども課 国保年金課
⑤若年期の自立支援に向けた周知・広報	働く自信がないなどの悩みを持つ若者の自立支援を図るため、支援プログラムの作成や社会的自立・経済的自立の支援を行う「地域若者サポートステーション」の紹介を行います。	産業振興課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・隣近所のひとり親世帯や生活困窮世帯で困りごとを抱えている場合、相談先につなぐなど、気にかけてみましょう。
- ・子どもの孤立対策で町が行っている支援(食事支援や学習支援)に参加できるときは参加してみましよう。

○地域では：

- ・地域のひとり親世帯や生活困窮世帯の把握に努め、見守りなど気にかけてたり、困りごとを抱えている場合は相談先や必要な支援へのつなぎを行いましよう。
- ・子どもの孤立対策として食事支援や学習支援を行ってみるなど、地域での孤立防止に努めましよう。

○職場では：

- ・ひとり親世帯が職場で働き、子育てと両立できるように、職場環境を整えましよう。
- ・若者などが就労意欲を持って仕事に臨めるように、職場環境を整えましよう。

1 方針 4. 仕事と家庭における男女共同参画の推進

2 (1) ワーク・ライフ・バランスと家庭における男女共同参画の推進

3 【目指す将来像】

●ワーク・ライフ・バランスが浸透し、仕事と家庭の調和がとれ、ゆとりある暮らしができるまち

4 【現状と課題】

5 女性の社会進出、女性の社会での活躍を推進する上では、男女共同参画の視点で、仕事と家庭
6 の調和を図ることが重要であり、女性の社会参加とともに、男性の家事・育児への参画も必要で
7 す。世界と比べ、日本では男性が家事・育児にかかわる時間が低くなっています。近年は家庭を
8 大事にする男性が増えてきましたが、それでも家事育児は女性が中心という状況が続いています。
9 これは、日本における「男は仕事、女は家庭」という考え方が今も残っていることが要因の一つ
10 に挙げられますが、就労において男性の長時間労働がなかなか改善されない環境も一因となっ
11 ており、「男性の働き方改革」も、女性の活躍と併せて進めていく必要があります。

12 さらに、仕事と家庭の調和のためには、育児や介護を支援する制度の導入や職場の理解なども
13 必要です。

14 令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、男女の平等観を見ると、学校教育の場では
15 男女平等と感じている割合が50%を占める一方、職場では33.7%、家庭では30.5%と低くなっ
16 ています。また、家庭での男女の役割分担については、男女ともに「必要に応じて男性も家事を
17 行った方が良い」が47.0%、「男女は家庭でも平等に役割分担をする方がよい」が46.0%であり、
18 社会生活を始めると、職場や家庭では学校教育の場と比べて男女共同参画が薄れた社会構造とな
19 っており職場や家庭における理解と行動が進まなければ女性の活躍も達成されず、たとえ数字的
20 に達成されたとしても、実際はワーク・ライフ・バランスが崩れた状態で「なんとかして」両立
21 しているという、ひずみの中の達成でしかありません。

22 本町では、男女共同参画週間において、パネル展を開催し、ワーク・ライフ・バランスについ
23 ての広報・啓発活動を行っています。また、保育所での通常保育をはじめ多様な保育サービス、
24 幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等に努め、共働き家庭を中
25 心とした仕事と家庭の調和のために寄与しています。さらに、男性の料理教室等を行い、家事へ
26 の男性の参加を促す取組にも努めています。

27 【基本的な考え方】

28 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれるよう、働き方の見直しについて啓発
29 を図ります。また、仕事と子育ての両立が容易となるように、子育てや介護を支援する施設や多
30 様なサービスの提供体制を充実します。

31 また、育児や介護への男性の参加を促進し、すべての人が共に育児や介護を担っていくように
32 働きかけます。

33 教育の分野で取り組んでいる「家庭の日」や「家庭学級」の普及啓発とともに、家庭で家族が
34

共に過ごす時間の確保及び父親の参加促進を図ります。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	男女共同参画週間に「町民ホール」や「南風原ギャラリー」でワーク・ライフ・バランスについてのパネルを展示し、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれるよう、働き方の見直しについて啓発を図ります。	企画財政課
②子育て支援の充実	仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、病児・病後児保育等の多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等を図ります。また、子育て支援センターの周知に努め、地域への子育て支援を図るとともに、男性の参加促進を働きかけます。	こども課
③介護サービス等の充実	仕事と介護の両立や、介護負担を軽減できる環境を整備するため、介護サービスの充実を図るとともに、地域で高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援を図ります。また、男性の介護参加を促進し、男女が共に介護を担っていくように働きかけます。	保健福祉課
④男性に向けた各種研修会、講座等の開催	家事・育児を分担するきっかけづくりとして、男性を対象とした各種研修会や講座等を実施し、男性が家事・育児を分担する意識を促します。	生涯学習文化課
⑤マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進	マタニティ教室や両親学級への父親の積極的な参加を促し、出産から育児について両親でともに分かち合い、支えあっているように努めます。	国保年金課
⑥「家庭の日」の普及・啓発	各家庭でともに過ごす時間を持つように心がけることを推進するため、「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及運動の周知や、児童生徒に対し絵画・ポスターコンクールへの応募を働きかけます。	生涯学習文化課 学校教育課
⑦家庭学級の推進	各小・中学校PTAが中心となり開催する「家庭教育学級」に父親も参加できるよう環境づくりに努めます。併せて、男女共同参画をテーマにした学習機会の創出も働きかけます。	生涯学習文化課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・仕事と家庭のワーク・ライフ・バランスの取れた働き方や家庭のあり方を、夫婦やパートナーと共に考えてみましょう。
- ・家事や育児、介護を夫婦やパートナーと共に行い、互いの負担が軽減されるようにしましょう。

○地域では：

- ・地域でもワーク・ライフ・バランスについて考え、地域活動と仕事や家庭がバランスの取れたものとなるように努めましょう。
- ・地域の子育て家庭を支援するため、ファミリーサポートセンターのサポート会員への参画や、地域ぐるみによる子育て支援に努めましょう。

1 ○職場では：

- 2 ・一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を意識し、仕事とその他の生活を両立できる
3 就業形態となるよう、労働条件・環境整備の向上に努めましょう。

4
5
6 (2) 職場における男女平等の実現

7 【目指す将来像】

- 8 ●職場での男女平等が実現し、すべての人が不安なく、意欲をもって就労できるま
9 ち

10 【現状と課題】

11 職場においては、管理職に男性が多いほか、賃金や役職等の面で男女の差がいまだに見られる
12 状況にあります。これには、女性の活躍の推進とともに、男性の働き方改革の推進も不可欠であ
13 り、さらに育児や介護の担い手が女性に偏っていることも関係しています。

14 令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、職場における男女の差として、「賃金・昇
15 進・昇格」や「人事配置」を挙げる声が比較的高くなっています。また、女性が仕事を持つこと
16 についての考え方をたずねたところ、「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方がよい」
17 という回答が60.2%と大半を占めています。女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと
18 としては、「労働時間の短縮や休日の増加など働きやすい労働条件」を挙げる声が55.0%でとて
19 も高くなっているほか、「育児・介護休業制度」も36.8%で高くなっています。

20 本町では、役場及び商工会の協力を得て、チラシ・パンフレット等による職場における男女共
21 同の周知広報と理解啓発、各種ハラスメントの周知を行っています。周知方法については、町内
22 事業所にしっかりと行き渡るように、新しい発信方法、情報の共有方法についても検討する必要
23 があります。

24 また、働く女性の妊娠出産、育児及び介護について、職場で配慮を行うように理解を図るほか、
25 就労環境改善を町内事業所に働きかけるなど、一層の強化が必要です。

26 【基本的な考え方】

27 雇用や待遇において、すべての人が等しく適切な評価を受けられるよう、男女雇用機会均等法
28 等の普及・啓発を図るとともに、職場において育児や介護を支援する就労環境づくり、父親の育
29 児参加・働き方の見直しについて、啓発を図ります。

30 また、経済的な支援やキャリア教育等により、貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
31 を図ります。

1 **【具体施策】**

具体的な施策	施策の内容	担当課
①男女の均等な雇用機会等の確保	職場において、採用・昇進・配置・研修等で、性別によって不利な扱いを受けることがないように、事業所等への男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。また、パートタイム労働者、契約社員、派遣社員等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて、「パートタイム有期雇用労働法」（令和2年<2020年>4月より施行）の普及・啓発を図ります。	総務課 企画財政課 産業振興課
②各種ハラスメント対策の周知	誰もが働きやすい職場環境としていくため、事業主に対し、職場の各種ハラスメント対策として雇用管理上講ずべき措置の周知を行い、認識の向上や適切な対処体制の構築等を促進します。	総務課 産業振興課
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いを受けないように、啓発を行います。	総務課 産業振興課
④育児・介護を支える職場環境の整備	仕事と家庭の両立に向けて、事業所に対し育児休業制度や介護休業制度の導入を働きかけるとともに、男女ともに育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを促進します。	総務課 産業振興課
⑤就労環境改善の啓発	就業環境の改善を図るため、労働時間等設定改善法、最低賃金等について町内事業所への広報・啓発を行います。 厚生労働省のイクメンプロジェクトサイトについて周知を図るなど、職場における父親の働き方の見直し、育児参加に関する啓発を行います。 また、仕事と家庭の調和について事業所への啓発を行います。	産業振興課
⑥女性の再就職支援に向けた情報提供	出産後の女性の雇用について、関係機関等との連携のもと、就職情報や講座に関する情報提供等を図ります。	企画財政課 産業振興課
⑦厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録	厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくり、広く町民へ情報提供を行います。	産業振興課
⑧働く男女の健康管理対策の実施	長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保や職場における健康管理を進めるとともに、事業所等への啓発を図ります。	総務課 産業振興課
⑨家族従業者への支援	農業などにおいて女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう家族経営協定の確立の普及を、関係機関等と連携して普及・促進します。	産業振興課

2

3 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

4 ○家庭では：

5 ・育児休業や介護休業を取得し、育児や介護に取り組みましょう。

6 ○職場では：

7 ・従業員が、育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりに努めましょう。

8 ・育児休業や介護休業のよさについて、取得した人と話す機会を持ちましょう。

9 ・従業員一人ひとりの生活状況にも目を向け、育児、介護、ひとり親など、生活を支える視点
10 でも就労環境を合わせていけるような、柔軟な就労環境づくりに努めましょう。

- 1 • 性別による採用や部署配置を限定せず、従業員の能力を発揮できる職場環境をつくりましょ
2 う。
- 3 • 従業員の服装に制限をかけず、すべての人が自分らしく、過ごしやすい職場環境をつくりま
4 しょう。
- 5 • セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場環境づくりに取り組みましょ
6 う。併せて、相談体制づくりに取り組みましょう。

7
8

方針 5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化共生の推進

(1) 平和の継承と発信

【目指す将来像】

●町民が戦争の記憶を風化させることなく、平和を継承・発信していくとともに、誰もが安心して様々な活動に参加できる平和なまち。

【現状と課題】

「男女共同参画社会の実現」は、人権が尊重された社会の実現であります。SDGsの目標16では、「平和と公正をすべての人に」が掲げられており、誰もが安心して参加できる平和な社会をつくることなどを求めています。

沖縄県は去る太平洋戦争で国内唯一の地上戦を経験し、計り知れないほどの人的・社会的・文化的な被害を受けました。本町も例外ではなく、首里・那覇に隣接し陸軍病院を抱えながら経験した激戦地としての記憶が、地域社会の至るところに染みついています。戦争は男性だけではなく、女性も様々な被害を受けるため、男性の視点だけでなく、女性の視点でも戦争被害や平和への思いを受け継ぎ、発信していくことが重要です。

本町では、学校での平和教育や平和交流を行い、講師派遣、戦争遺物を活用して戦争の歴史、人権に関わる問題や実態について学習しています。また、文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群の見学による戦争を学ぶ機会を設けています。今後も、平和教育・学習や平和を発信する取組を通し、世界中の誰もが共に安心して暮らしていくことのできる社会を築いていくことが求められます。

【基本的な考え方】

戦争のない、誰もが安心して参加できる平和な社会を継承・発信していくため、南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群の活用及び女性の視点での戦争被害、平和教育などを行い、戦争の記憶を風化させることなく、平和を守り・発信します。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①平和特別授業の開催等の取組や平和学習の推進	平和教育において「南風原文化センター」での戦争・平和に関する講話や展示会、学校に出向いての特別授業を実施し、平和の大事さや女性の視点での戦争被害や平和への思いを伝えるなど、平和学習の機会を充実します。	生涯学習文化課
②家庭・地域における平和教育等の推進	南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群を活用した平和教育及び女性の視点での平和教育の機会確保を図るとともに、南風原平和ガイドの会の育成・支援、平和ガイドとして町民の参画を促進します。	生涯学習文化課

具体的な施策	施策の内容	担当課
③平和事業の活動拠点を活かした事業の充実	子ども平和学習事業の充実と、そのOB達からなる「アオギリ.com」及びその下部組織の「南風原ユース」の組織強化などを通し、継続した平和学習と実践的な活動の拡充に取り組みます。	生涯学習文化課

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・慰霊の日など、あらゆる機会を通し、家庭内で男女の視点から平和について話し合いましょ
- う。
- ・学校で行われた平和学習の話を家族で共有し、戦争や平和について話す機会を持ちましょ
- う。

○地域では：

- ・南風原文化センターを見学したり、地域の戦争遺物を再認識し、平和の大切さについて共有
- する機会を持ったり、次世代への受け継ぎについて考える機会を持ちましょ
- う。
- ・ガイド養成講座等による地域案内人の養成を図るとともに、地域の高齢者が子ども達に戦争
- 体験を伝える機会を設けるなど、平和の発信に取り組みましょ
- う。

1 (2) 多文化理解の推進

2 【目指す将来像】

3 ●多文化理解が町民に広がり、南風原町のよさと多文化のよさが認め合えるグロ
4 バルなまち。

5 【現状と課題】

6 日本では、社会のグローバル化が進み、沖縄県においても、近年は、外国籍の方々が地域に増
7 えてきています。国籍や性別に捉われず多様性を認め合うためにも、異文化を学び理解すると
8 ともに、日本・沖縄・南風原町の文化を発信していくことも大切です。

9 本町では、国際交流事業による中学生の海外派遣や海外移住者等子弟研修生受け入れ事業等を
10 行っています。今後も、国際的な視野を持ち次代のまちづくりを牽引していく人材の育成充実を
11 図っていくことが求められます。また、各学校においても多文化理解をするための教育を実施し
12 ており、今後も多文化理解を深めていくために、教育の充実を図ることが求められます。

13 【基本的な考え方】

14 多文化理解の推進及び国際的な視野を持つ人材の育成を図るために、国際交流を推進します。
15 さらに、多文化理解を深めることにより、町民に多様な価値観が生まれ、様々な考え方を広げる
16 きっかけづくりを推進します。

17 【具体施策】

18 具体的な施策	施策の内容	担当課
①国際交流事業の充実	町内の中学生をハワイとカナダへ交互に派遣し、海外の文化や現地生活の体験を通して、外国における家庭や学校生活での男女の役割分担を学ぶなど、多文化理解を深め、広い視野を持った豊かな人材を育成します。	生涯学習文化課
②海外で活躍している県系人との交流の実施	海外移住者子弟研修生受け入れ事業等を行い、沖縄県や南風原町から海外へ移住した人と交流することで、現地での女性の置かれている現状を把握するなど、互いの理解を深め、多文化理解の向上を図ります。	生涯学習文化課
③多文化理解を深められる機会の創出	海外展の開催や町内外に在住する外国人と交流するイベントなどを開催することで海外を身近に感じ、多文化理解を深められるような取組を充実させます。	生涯学習文化課 学校教育課

19 【家庭・地域・職場に期待する役割】

20 ○家庭では：

21 ・地域の文化や国際社会・異文化に関心を持ち、国際理解について話し合ひましょう。

22 ○地域では：

23 ・地域に暮らす外国人との交流機会・交流の場を積極的に設けるとともに、互いの文化を理解
24 し合ひましょう。

1 第三次南風原町男女共同参画計画の成果目標一覧

2 本計画の取組効果を確認するため、以下の成果指標を設定し、計画期間での目標達成を目指
3 します。

4

方針番号	評価指標	担当課	現状値 令和2年度 <2020年度>	目標値	
				令和7年度 <2025年度>	令和12年度 <2030年度>
方針1	広報誌や情報誌を活用した意識啓発	企画財政課	0回/年	1回/年	2回/年
	「男女共同参画計画～まじゅんプラン～」の認知度	企画財政課	8.6%	/	30%
方針2	審議会等委員の女性登用率	企画財政課 (全課)	30.5%	40%	50%
	“女性の翼”で県外・国外へ派遣した人数	企画財政課	15人/延べ	20人/延べ	25人/延べ
方針3	乳がん検診受診率	国保年金課	21.0%	50%	50%
	子宮頸がん検診受診率	国保年金課	18.2%	50%	50%
方針4	マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進	国保年金課	9人/年	10人/年	10人/年
	南風原町男性職員の育児休業取得率	総務課	20%	30%	30%以上
方針5	“南風原平和ガイドの会”の人数	生涯学習文化課	43人/年	50人/年	50人/年
	“国際交流事業”の派遣人数	生涯学習文化課	10人/年	10人/年	10人/年

5

6

1 III. 推進体制

2 本計画の掲げる施策を推進していくためには、町、町民、地域、事業者等がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら展開していくことが重要です。
3
4 計画の推進にあたっては、以下の体制を構築し、計画の実効性の確保を図ります。

7 1. 町民との連携

8 男女共同参画社会の主体は町民であることから、行政機関のみならず、町民一人ひとりの意識改革や行動、事業者の自主的な取組などが必要となります。そのため、地域や職域等で男女共同参画や人権問題等に関する調査、研究などの取組を行う団体の育成を支援し、町民との協働により各施策の推進を図ります。

12 また、町民及び事業者の責務を明らかにし、協働により男女共同参画社会を実現していくためにも、令和4年度<2022年度>制定予定の「南風原町男女共同参画推進条例」について広報・啓発を行い、町と町民が一体となって男女共同参画を推進するように図ります。

17 2. 男女共同参画推進会議との連携

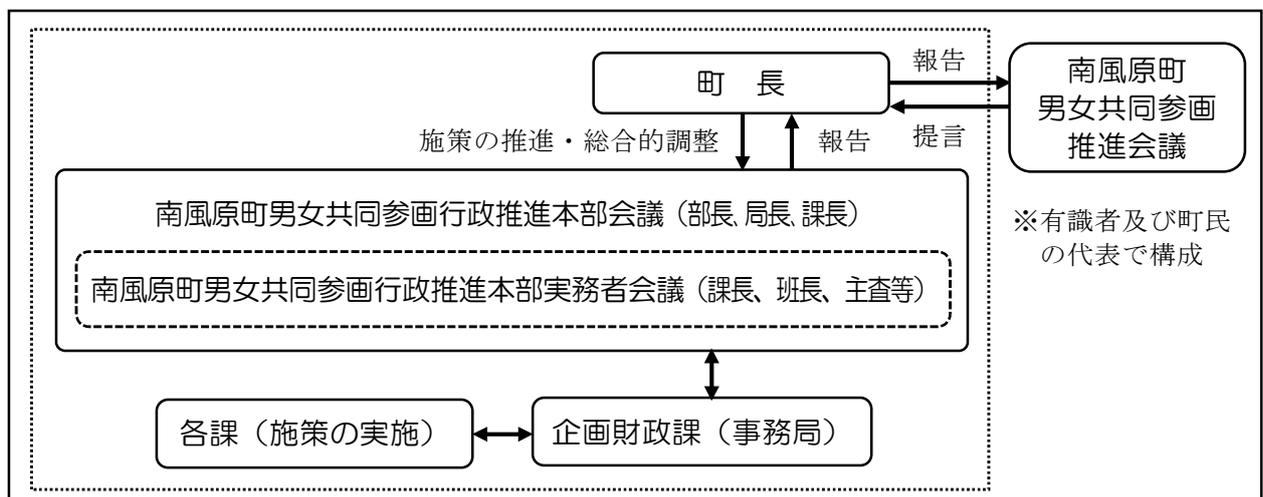
18 計画の推進にあたっては、有識者及び町民で構成された「南風原町男女共同参画推進会議」で、毎年度、進捗状況を的確に把握し、点検・評価していくとともに、施策・事業の実施状況を踏まえ、より効果的な取組方策の検討を行います。

23 3. 庁内推進体制の充実・強化

24 本計画を推進するためには、町長以下庁内の職員全てが男女共同参画の意識を持つことが必要です。そのため、職員研修をはじめ様々な意識啓発の機会を設け、本計画に位置付けた施策を男女共同参画の視点のもと、実施していきます。

27 また、庁内の推進体制として設置された「南風原町男女共同参画行政推進本部会議」を定期的開催し、施策や事業を効果的に推進します。

30 【男女共同参画推進会議と庁内推進体制との関係】



1 **4. 関係機関等との連携強化**

2 男女共同参画社会の形成に向け、沖縄県をはじめ、県内市町村、学校など、関係機関等との
3 連携を強化していくことが必要です。学校における男女共同参画や多様性(ダイバーシティ)を
4 尊重する社会に関する教育・学習、事業所等でのワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の
5 視点での働き方改善、DV防止や発生後の早期対応など、様々な分野で関係機関等との連携が
6 必要です。また、沖縄県男女共同参画センター“ているる”については、男女共同参画社会の
7 実現に向けた活動拠点として、男女共同参画に関する研修・講座の開催、各種情報の収集・提
8 供、団体等の活動の場の提供、相談機能等を有していることから、本町の男女共同参画を推進
9 する上でも連携強化が必要です。

10 そのため、関係機関等との連携強化や広域的な協力体制のもと、男女共同参画社会の実現に
11 取り組めます。

12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29

1
2
3
4
5
6

7

8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20

第三次南風原町男女共同参画計画

(素案)

見え消し版

1
2
3

— 目 次 —

1		
2		
3	序. 計画策定にあたって	
4	1. 計画策定の趣旨	1
5	2. 計画策定の背景	2
6	3. 計画の性格	5
7	4. 計画の位置づけ	5
8	(1) 国・県計画等との位置づけ	5
9	(2) 南風原町の他計画との位置づけ	5
10	5. 計画の期間	6
11	6. 関連する国の法律・計画等について	7
12	(1) 第5次男女共同参画推進基本計画	7
13	(2) 女性活躍推進法とDV防止法に基づく施策について	8
14	(3) SDGsと「5. ジェンダー平等の実現」とは	8
15	I. 総論	
16	1. 計画の理念とキャッチフレーズ	9
17	2. 計画の愛称	9
18	3. 基本方針	10
19	4. 施策体系	11
20	5. 南風原町の取組一覧	12
21	II. 具体的な取組	
22	方針1. 男女共同参画への意識づくり	16
23	(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	16
24	(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	18
25	方針2. 女性の活躍のための方策の推進	21
26	(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大	21
27	(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実	23
28	(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	24
29	方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	27
30	(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	27
31	(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援	29

1	(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備	31
2	(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援	32
3	方針 4. 仕事と家庭 家庭生活と職場 における男女共同参画の推進	34
4	(1) ワーク・ライフ・バランスと家庭生活における男女共同参画の推進	34
5	(2) 職場における男女平等の実現	36
6	方針 5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化共生の推進	39
7	(1) 平和の継承と発信	39
8	(2) 国際理解と多文化共生 理解 の推進	41
9	第三次南風原町男女共同参画計画の成果目標一覧	43
10	Ⅲ. 推進体制	
11	1. 町民との連携	44
12	2. 男女共同参画推進会議との連携	44
13	3. 庁内推進体制の充実・強化	44
14	4. 関係機関等との連携強化	45
15	参考資料編	
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		

1 序. 計画策定にあたって

2 1. 計画策定の趣旨

3 南風原町では、平成 14 年<2002 年>3 月に「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」
4 を策定して以降、平成 24 年<2012 年>3 月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプ
5 ラン～」、平成 30 年<2018 年>4 月にはその改訂版を策定し、本町の男女共同参画行政の施策を
6 推進してきました。

7 男女共同参画行政は、過去には女性の権利の獲得・地位向上の視点で取り組まれ、その後「男
8 女がともに」参画する社会づくりという視点で、女性も男性も一緒になって様々な活動をして
9 いく男女平等を重視するようになりました。そして今、男女という視点から、性的マイノリテ
10 ィなども含めた「多様な性」という視点で、男女共同参画を考えていく時代となっています。
11 さらに、性別、年齢、国籍、障害の有無などといった属性を超えて、互いが認めあい、誰も
12 が共に生きる多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会の実現へと進んでいます。

13 また、社会の動向においては、SDG s による持続可能な開発目標の達成を目指しての取組
14 が求められており、その目標に含まれている「ジェンダー平等の実現」が掲げられているほか、
15 SDG s の原則である「誰一人取り残さない社会づくり」という視点での施策展開も重要とな
16 っています。

17 本町では、令和 4 年 4 月 1 日より「南風原町男女共同参画推進条例」の施行を予定していま
18 す。条例では、町と町民等が責務を果たしながら男女共同参画社会の実現を目指していること
19 から、すべての人が人権を尊重され、認めあいと支え合いの中で個性を活かしながら活躍して
20 いく、生きがいのある地域づくりを進めるために、本計画を策定します。

21

【ジェンダー平等・男女共同参画社会とは】

生まれる前に決定される生物学的な性の違い(セックス：生物学的・生理学的な性差)に対し
て、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差概念を「ジェ
ンダー」(社会的・文化的に形成された性別)と言います。日常生活の中で期待される「男だか
ら、女だから」といった意識や、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェ
ンダーの一部です。ジェンダーによって固定的な性役割や性差別が生じると、片方の性にとっ
ては生きにくい社会を形成します。ジェンダーに捉われず生きやすい社会にするためには、ジ
ェンダーによる男女差別の存在に気付き、それらを平等にしていかなければなりません。

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第 2 条において、「男女が、社会の対等な構
成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、
もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に
責任を担うべき社会」と位置付けられています。

22

23

1 2. 計画策定の背景

2 【国連の動き】

3 男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、昭和 20 年<1945 年>に
4 国連憲章の前文に男女平等を謳い、昭和 21 年<1946 年>には「婦人の地位委員会」を設置し
5 て、男女平等の実現に向けた取組が進められました。また、国連は、昭和 50 年<1975 年>に
6 「国際婦人の 10 年」を宣言し、以後 10 年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性の
7 地位向上のための行動を進めてきました。

8 昭和 54 年<1979 年>には、国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する
9 条約(略称：女子差別撤廃条約)」が採択され、女性に対する差別を定義し、締結国に対し、
10 政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置
11 をとることを求めています。

12 昭和 60 年<1985 年>にはナイロビでの「第 3 回世界婦人会議」が開催され、平成 7 年<1995
13 年>には北京での「第 4 回世界女性会議」が開催されています。これらの取組により、国や人
14 種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

15 平成 12 年<2000 年>には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、
16 「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政
17 治宣言及び成果文書」が採択されています。

18 平成 23 年<2011 年>には、女性と女児の権利を促進するため国連の女性に関する 4 つの機
19 関(国連女性開発基金(UNIFEM)、女性の地位向上部(DAW)、ジェンダー問題に関する事務総長
20 特別顧問室(OSAGI)、国際婦人調査訓練研修所(UN-INSTRAW))を統合した国連機関「UN Women」
21 が発足しました。平成 27 年<2015 年>には、日本事務局も開設されています。

22 平成 24 年<2012 年>には、第 56 回国連婦人の地位委員会が開催され、「自然災害における
23 ジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されています。

24 平成 27 年<2015 年>には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、
25 令和 12 年<2030 年>までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標が設定されました。目
26 標は 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no
27 one behind)」ことを誓っています。

28 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文では、「すべての人々の人権を実現し、
29 ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを目指す」が謳われ、SDGs で
30 は目標の 5 番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられました。

31 令和 2 年<2020 年>4 月には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、国連事
32 務総長より「女性及び女児を COVID-19(新型コロナウイルス感染症)への対応の中心に」とい
33 うメッセージが出され、新型コロナウイルス感染症拡大の中では、女性や女児が社会的・経
34 済的に大きな影響を受け、女性の権利や機会を失っていくことや、女性に対する暴力の被害
35 も増えていることをあげ、女性及び女児を新型コロナウイルス対策の対応の中心に据えるよ
36 う強く要請しています。

37 令和 3 年<2021 年>の世界経済フォーラムでは、ジェンダーギャップ指数(「経済」「政治」
38 「教育」「健康」の 4 つの分野のデータから作成される、各国の男女格差を測る指数)が世界
39 156 か国中 120 位であり、前回(令和 2 年<2020 年>)と比べて、スコア、順位ともにほぼ横ば

1 いとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より
2 低い結果となりました。

4 【日本の動き】

5 我が国においては、世界的な流れを受け、昭和 52 年<1977 年>に女性に関する施策を総合
6 的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（昭
7 和 62 年<1987 年>）、「男女共同参画 2000 年プラン」（平成 8 年<1996 年>）等が策定されまし
8 た。さらに、「男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（平成 12 年<2000 年
9 >）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成 12 年<2000 年>）等が示される
10 とともに、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、平成 12 年<2000 年>には「男
11 女共同参画基本計画（第 1 次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を
12 推進してきました。

13 また、この間、法制度的にも、「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条
14 約」の批准により大きく前進し、平成 11 年<1999 年>には「男女共同参画社会基本法」、平成
15 13 年<2001 年>には「DV（ドメスティック・バイオレンス）防止法」が施行されました。

16 平成 17 年<2005 年>12 月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変
17 化を考慮の上、「男女共同参画基本計画」を改訂（第 2 次基本計画）し、総合的かつ長期的に講
18 ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しています。

19 平成 22 年<2010 年>12 月には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速される
20 よう、実効性のあるアクション・プランとして「男女共同参画基本計画」の更なる改訂（第 3
21 次基本計画）を行っています。

22 平成 27 年<2015 年>には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推
23 進法）」、平成 30 年<2018 年>には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等
24 が成立され、指導的立場における女性の参画及び社会における女性の活躍について推進が強
25 化されました。

26 令和 2 年<2020 年>には、DV 防止法や女性活躍推進法によるあらゆる暴力の根絶と女性の
27 活躍について、一層の強化が図られるよう社会情勢等を踏まえて適宜改正が行われています。

28 また同年 12 月、「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し、「すべての女性が輝く令和の社
29 会へ」を掲げ、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を重視した目標設定等を行ってい
30 ます。

1 【沖縄県の動き】

2 沖縄県においては、昭和 59 年<1984 年>に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策
3 定し、その後「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（平成 4 年<1992 年>）、「男女
4 共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画（改定）」（平成 9 年<1997 年>）、「沖縄県男女共同参
5 画計画～DE I G Oプラン～」（平成 14 年<2002 年>）と見直しを図りながら、長期計画のも
6 とで、男女共同参画社会の実現を目指してきました。また、平成 15 年<2003 年>には、「沖縄
7 県男女共同参画推進条例」の制定をしています。加えて、平成 19 年<2007 年>には、先の条
8 例に基づく計画として、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定し、平成 24 年<2012 年>に
9 は、同計画の後継計画として「第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」、平成
10 29 年<2017 年>には平成 29 年度<2017 年度>から令和 3 年度<2021 年度>を計画期間とする「第
11 5 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に
12 向けた取組を推進してきました。

13 令和 3 年度<2021 年度>には、令和 4 年度<2022 年度>から令和 8 年度<2026 年度>を計画期
14 間とする「第 6 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」を策定し、これまでの取
15 組を継承しながら、ジェンダー平等、性の多様性の尊重といった近年の社会情勢を踏まえた
16 取組を掲げています。

17 【南風原町の動き】

18 本町においては、平成 12 年<2000 年>1 月に「南風原町男女共生社会をつくる懇話会」を
19 立ち上げ、共生社会づくりの学習会や各種団体との意見交換等の活動実施を行うとともに、
20 懇話会からの提言を受け、平成 14 年<2002 年>3 月に「南風原町男女共同参画計画～まじゅ
21 んプラン～」を策定しました。

22 平成 21 年<2009 年>3 月には、「南風原町男女共同参画推進会議設置条例」を制定し、同条
23 例に基づき、男女共同参画社会の実現に関する施策の企画及びその推進に資するため、「南風
24 原町男女共同参画推進会議」を設置しています。

25 平成 24 年<2012 年>3 月には「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を
26 策定し、男女が共に支えあう地域社会の実現を目指し、取組を進めました。

27 平成 30 年<2018 年>4 月には「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」の
28 中間見直しを行い、性の多様性に関するジェンダー教育や各種ハラスメント防止、子どもの
29 孤立（貧困）防止についての項目を追記しました。

30 この間、学校教育においては、男女混合名簿の導入を、小学校では平成 28 年度<2016 年度
31 >から、中学校では令和 2 年度<2020 年度>から実施しています。

32 さらに、令和 3 年<2021 年>4 月からは町内全中学校において男女の制服選択制を導入し、
33 学校教育におけるジェンダー平等を推進しています。

34 また、町では、職員に占める女性管理職の割合は令和 2 年度で 30%となっており、県平均
35 の 14%を上回り、県内第 1 位であるほか、全国平均の 14.2%も上回っています。

36 令和 3 年度には、「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」の策定にあたり、
37 町民意識調査を実施していますが、小学生、中学生、高校生を対象とした意識調査も実施し、
38 若い世代の声の把握も行っています。

1 **3. 計画の性格**

2 本計画は、本町における「男女共同参画社会の実現」を目指し、取組の方向性や具体的施策
3 を掲げるものです。また、推進に当たっては、行政内の多くの分野との連携・共通認識が不可
4 欠であるほか、町と町民、事業者、教育関係者、地域等との協働により推進するものです。

5
6
7 **4. 計画の位置づけ**

8 **(1) 国・県計画等との位置づけ**

9 本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」に掲げる第9条及び第14条第3項に基づく市
10 町村計画として位置付けられるとともに、「第5次男女共同参画基本計画」、沖縄県の「第6
11 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」と整合性を図りながら策定しています。

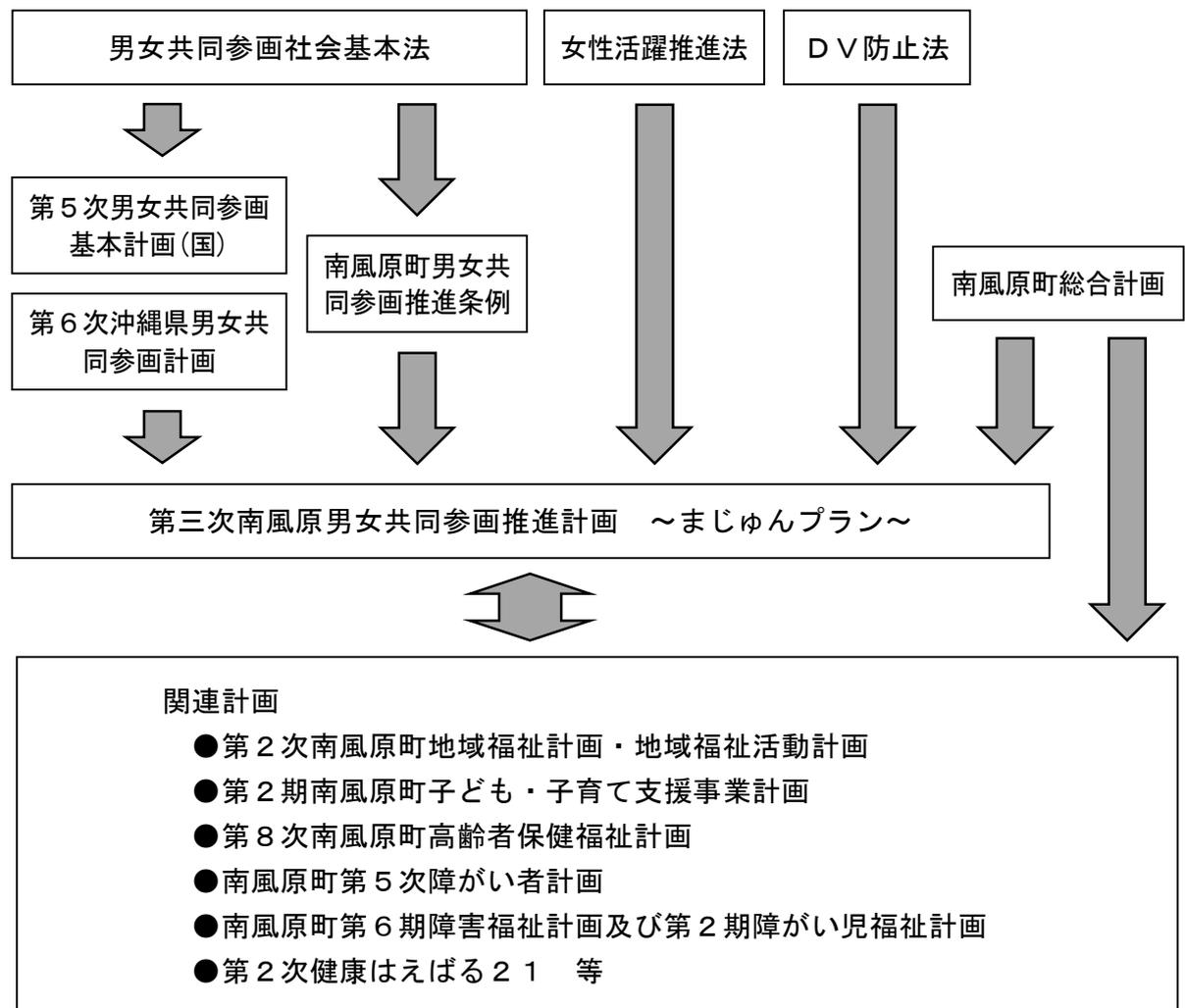
12 さらに、本計画は、国の「女性活躍推進法」及び「配偶者暴力防止法(DV防止法)」に基
13 づく市町村計画として、一体的に策定しています。

14
15 **(2) 南風原町の他計画との位置づけ**

16 本町の他計画においては、町の最上位計画である総合計画を踏まえながら、男女共同参画
17 の視点で本町の各種関連計画と整合性を図り、具体的な施策を掲げています。

18

1 ■計画の位置づけ



25 ※「南風原町男女共同参画推進条例」は、令和4年4月1日施行予定

27 5. 計画の期間

28 本計画は、令和4年度<2022年度>を初年度とし、令和13年度<2031年度>を目標年度とする
 29 10年計画としています。なお、実施状況の把握と評価を毎年度行うとともに、社会状況の変化
 30 等により、必要に応じて中間年度(令和7年度<2025年度>～令和9年度<2027年度>)での見直
 31 しを行います。

32 ○計画の期間

令和4年度 <2022年度>	令和5年度 <2023年度>	令和6年度 <2024年度>	令和7年度 <2025年度>	令和8年度 <2026年度>	令和9年度 <2027年度>	令和10年度 <2028年度>	令和11年度 <2029年度>	令和12年度 <2030年度>	令和13年度 <2031年度>
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">中間見直し</div>						<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">次期計画 策定</div>			

1 6. 関連する国の法律・計画等について

2 (1) 第5次男女共同参画推進基本計画

3 国では、令和2年<2020年>12月、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、「すべての女性
4 性が輝く令和の社会へ」を掲げ、3つの政策領域と11の個別分野及び推進体制について、そ
5 れぞれ令和12年度<2030年度>末までの「基本認識」並びに令和7年度<2025年度>末までを
6 見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の
7 実施により達成を目指す「成果目標51」を設定しています。計画では特に「政策・方針決定
8 過程への女性の参画拡大」を重視しており、「2020年の可能な限り早期に指導的地位に占め
9 る女性の割合を30%程度へあげること」、「2030年には、指導的地位にある性別に偏りが
10 ないような社会を目指すこと」を目標とし、政策方針決定過程への女性の参画拡大を図って
11 います。

12 本計画は、第5次男女共同参画基本計画を踏まえながら策定しています。

13

【国の「第5次男女共同参画基本計画」】

● 3つの政策領域と推進体制の整備・強化

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- IV 推進体制の整備・強化

14

● 11の個別分野

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
 - 第2分野 雇用分野等における男女共同参画の推進と、仕事と生活の調和
 - 第3分野 地域における男女共同参画の推進
 - 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
 - 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
 - 第7分野 生涯を通じた健康支援
 - 第8分野 防災・復興等、環境問題における男女共同参画の推進
 - 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
 - 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
 - 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献
- ~~IV 推進体制の強化~~

15

16

1 (2) 女性活躍推進法とDV防止法に基づく施策について

2 女性活躍推進法では、第6条第2項において、「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町
3 村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町
4 村推進計画)を定めるよう努めるものとする。」とされています。

5 また、DV防止法第2条第3項において、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基
6 本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための
7 施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

8 本計画においては、上記の2つの市町村計画に係る施策を盛り込み、包含する形で策定し
9 ています。

10
11
12 (3) SDGsと「5. ジェンダー平等の実現」とは

13 SDGsとは、持続可能な開発目標の頭文字「SDGs: Sustainable Development Goals」を取
14 ったものであり、平成27年<2015年>9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持
15 続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年<2030年>までに持続可能で
16 よりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の
17 「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

18 SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、
19 日本としても積極的に取り組んでいます。

20 17のゴールのうち、5番目の目標に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

21
22 ■ SDGsの目標の5番目、「ジェンダー平等を実現しよう」で掲げるターゲット

- 23
- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす。2. すべての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。3. 女性や女の子を傷つけるならわしをなくす。4. 家事や子育てはお金が支払われないが大切な「仕事」であることを認める(家庭内の役割分担などを通じて認め合う)。5. 女性も男性と同じように政治や経済や社会の中でリーダーになれる、できるようにする。6. 誰もが性に関することや子どもを産むことに関する健康と権利が守られるようにする。 |
|--|
- 24

1 I. 総論

2 1. 計画の理念とキャッチフレーズ

3 【計画の理念】

4 憲法の保障している基本的人権の尊重及び多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会の中で、
5 男女共同参画の実現を目指します。

6
7 【キャッチフレーズ】

8
9 **すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、**
10 **こがねはえ さと**
11 **黄金南風の平和郷**
12
13

14
15 2. 計画の愛称

16 すべての人があらゆる分野で共に参画できる社会を目指し、本計画の愛称を「まじゅんプラ
17 ン」とします。

18 「まじゅん」とは、うちな一ぐちで“一緒”を意味しており、本計画を広く町民に普及する
19 のにふさわしい愛称として採用しています。

20
21
22
23
24

1 3. 基本方針

2 方針1. 男女共同参画への意識づくり

3 男女共同参画に関する情報発信を一層強化するとともに、学校教育等における男女共同参
4 画の教育・学習機会を充実し、子どもから大人まで、全てのライフステージにおける男女共
5 同参画意識の醸成、多様性を尊重する人権意識の形成、固定的役割分担意識の変革を図り、
6 すべての人が平等に、共に生きる地域づくりを進めます。

9 方針2. 女性の活躍のための方策の推進

10 女性自らが行動し、積極的な社会参画を図るとともに、その力を十分に発揮し、社会の指
11 導的地位で活躍していけるように、政策・意思決定過程への女性参画や管理職への登用、女
12 性のエンパワーメント支援、地域活動における男女共同参画を推進し、社会で女性が活躍で
13 きる地域づくりを進めます。

16 方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

17 すべての人が地域社会の中で心豊かな生活を送れるように、多様な属性が暮らす町の中で
18 の人権尊重、あらゆる暴力の根絶、生涯にわたる健康づくり支援、高齢者、障がい者など、
19 生活上の困難を抱える人も安心して暮らしていくことのできる、誰一人取り残さない地域づ
20 くりを進めます。

23 方針4. **仕事と家庭**家庭生活と職場における男女共同参画の推進

24 **仕事や家庭**生活や職場における男女共同参画を進めるために、女性の社会への参画ととも
25 に、男性の家事・育児への参画、職場の理解・環境改善を図るように努め、ワーク・ライフ・
26 バランスの実現できる地域づくりを進めます。

29 方針5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化**共生**理解の推進

30 戦争のない、誰もが安心して参加できる平和な社会の継承及び**国際理解**や多文化**共生**理解
31 を推進するために、平和教育、国際交流などの取組の充実を図り、平和を守り・発信する地
32 域づくりと日本及び多文化のよさが認め合える地域づくりを進めます。

1 4. 施策体系

2
3 すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、
4 こがねは え さ と
5 黄金南風の平和郷
6

7
8
9 方針1. 男女共同参画への意識づくり

- 10 (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進
11 (2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実
12

13
14 方針2. 女性の活躍のための方策の推進

- 15 (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大
16 (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実
17 (3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進
18

19
20 方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

- 21 (1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
22 (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援
23 (3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備
24 (4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援
25

26
27 方針4. **仕事と家庭** ~~家庭生活と職場~~における男女共同参画の推進

- 28 (1) ワーク・ライフ・バランスと家庭 ~~生活~~における男女共同参画の推進
29 (2) 職場における男女平等の実現
30

31
32 方針5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化 ~~共生~~ **理解**の推進

- 33 (1) 平和の継承と発信
34 (2) ~~国際理解と~~多文化 ~~共生~~ **理解**の推進
35
36
37
38

1 5. 南風原町の取組一覧

	施策	行動計画	関連施策 DV防止法	策進 法 関連 推	女性活躍 連 推	担当課
方針1 男女共同参画への意識づくり	(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進					
	①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	継続				企画財政課
	②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	継続				企画財政課
	③第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知	継続				企画財政課
	④SDGsを踏まえたジェンダー平等の啓発・理解	R4～				企画財政課
	⑤SNS等を活用した男女共同参画情報誌の発刊	R4～				企画財政課
	⑥男女共同参画「Q&A」の町ホームページへの掲載	R4～				企画財政課
	(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実					
	①幼児期におけるジェンダー教育の推進	継続				こども課、学校教育課
	②児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	継続				学校教育課
	③主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	継続				学校教育課
	④保育者や教職員に対する男女共同参画に関する研修の充実	継続				こども課、学校教育課
	⑤学校教育での人権教育等の推進	継続				学校教育課
⑥人権の尊重を踏まえたメディア・リテラシーの推進	継続				企画財政課、学校教育課	
⑦性教育・思春期教育の推進	継続				学校教育課	
方針2 女性の活躍のための方策の推進	(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大					
	①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	継続		○		全課
	②役場女性職員の管理職等への登用促進	継続		○		企画財政課、総務課
	③民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	継続		○		産業振興課、総務課
	(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実					
	①女性リーダーの育成	継続		○		企画財政課、生涯学習文化課
	②女性団体等交流会の実施と連絡協議会の設立支援	継続		○		企画財政課
	③女性のための職業能力開発講座等の周知・広報	継続		○		企画財政課、生涯学習文化課
	④女性起業家への支援	継続		○		産業振興課
	⑤SDGsを活用した女性のエンパワーメントの推進	R4～				企画財政課
	(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進					
	①町民の自治会活動等への参加促進	継続				総務課、企画財政課、住民環境課、保健福祉課、教育総務課、生涯学習文化課
	②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	継続				企画財政課
	③伝統芸能等における男女共同参画への理解促進	R4～				生涯学習文化課
	④防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	継続		○		総務課
⑤第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	継続				企画財政課	

施策		行動計画	DV 関連 防止 策	女性 法 関 連 推 進	担当課
方針3 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶				
	①DV・虐待等に関する情報の周知広報充実	継続	○		企画財政課、こども課、保健福祉課、学校教育課
	②DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	継続	○		企画財政課、こども課、学校教育課
	③保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	R4～	○		こども課、学校教育課
	④要保護児童等対策地域協議会の充実	継続			企画財政課、こども課、保健福祉課、学校教育課
	⑤一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	継続	○		企画財政課、こども課
	⑥住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	継続	○		住民環境課
	(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援				
	①住民健診・がん検診の充実	継続			国保年金課
	②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	継続			国保年金課
	③妊娠期からの切れ目のない支援の推進	R4～			こども課、国保年金課
	(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備				
	①高齢者が安心して暮らせる環境の充実	R4～			保健福祉課、産業振興課
	②障がい者が安心して暮らせる環境の充実	R4～			保健福祉課
	(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援				
	①生活困窮世帯への自立支援	R4～			こども課
	②ひとり親家庭への支援・自立の促進	継続			こども課
	③子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援の充実	継続			こども課
	④若年妊産婦に対する支援の充実	R4～			国保年金課
	⑤若年期の自立支援に向けた周知・広報	継続			産業振興課
	方針4 仕事と家庭生活や職場における男女共同参画の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスと家庭生活における男女共同参画の推進			
①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し		継続		○	企画財政課
②子育て支援の充実		継続		○	こども課
③介護サービス等の充実		継続		○	保健福祉課
④男性に向けた各種研修会、講座等の開催		継続		○	生涯学習文化課
⑤マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進		継続		○	国保年金課
⑥「家庭の日」の普及・啓発		継続			生涯学習文化課、学校教育課
⑦家庭学級の推進		継続			生涯学習文化課
(2) 職場における男女平等の実現					
①男女の均等な雇用機会等の確保		継続		○	総務課、企画財政課、産業振興課
②各種ハラスメント対策の周知		継続	○	○	総務課、産業振興課
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮		継続		○	総務課、産業振興課
④育児・介護を支える職場環境の整備		継続		○	総務課、産業振興課
⑤就労環境改善の啓発		継続		○	産業振興課
⑥女性の再就職支援に向けた情報提供		継続		○	企画財政課、産業振興課
⑦厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録	R4～			産業振興課	
⑧働く男女の健康管理対策の実施	継続			総務課、産業振興課	
⑨家族従業者への支援	継続		○	産業振興課	

	施 策	行 動 計 画	関 連 施 策 D V 防 止 法	策 進 女 性 活 躍 推 進 法 関 連 施 策	担 当 課
推 進 平 和 へ の 貢 献 と 多 文 化 共 生 理 解 の 方 針 多 様 性 の 視 点 を 踏 ま へ た	(1) 平和の継承と発信				
	① 平和特別授業の開催等の取組や平和学習の推進	継続			生涯学習文化課
	② 家庭・地域における平和教育等の推進	継続			生涯学習文化課
	③ 平和事業の活動拠点を活かした事業の充実	継続			生涯学習文化課
	(2) 国際理解と多文化共生理解の推進				
	① 国際交流事業の充実	継続			生涯学習文化課
	② 海外で活躍している県系人との交流の実施	継続			生涯学習文化課
	③ 国際多文化理解を深められる機会の創出	継続			生涯学習文化課、学校教育課

1
2

1 II. 具体的な取組

2 具体的な取組は、以下の構成にしています。

3

【目指す将来像】

~~各項目における取組を推進した結果、実現が望まれる~~各施策における町の将来像を示しています。

【現状と課題】

これまでの本町の取組や町民意識調査結果より、現状と課題を取りまとめました。

【基本的な考え方】

施策展開に当たっての基本的な考え方を位置付けました。

【具体施策】

具体的な施策と取組内容、担当課等を位置付けました。

【家庭・地域・職場に期待する役割】

施策を推進するために、家庭・地域・職場に期待する役割を位置付けました。

4

5

6

1 方針 1. 男女共同参画への意識づくり

2 (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進

3 【目指す将来像】

4 ●すべての人に男女共同参画の情報が広く共有され、家庭をはじめ様々な分野での
5 理解が深まり、男女共同参画が実現しているまち

6

7 【現状と課題】

8 男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりや職場、学校、地域社会など様々な組織等が
9 男女共同参画に関して知り、理解を深めるとともに、行動していくことで実現に近づいていきま
10 す。このため、本町ではこれまで、『第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～』及び
11 その概要版の発信や、男女共同参画週間におけるパネル展の実施等を行い、町民が男女共同参画、
12 社会での女性の活躍、DVの事例、女性相談や男性相談、ジェンダーなどについて考える機会を
13 提供してきました。

14 しかし、令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、『まじゅんプラン』について「知
15 らない(名称も内容もわからない)」という回答が59.9%となっており、「名称も内容も知ってい
16 る」回答者は1.2%にとどまっています。この結果は、10年前の平成23年度<2011年度>に実施
17 した町民意識調査とほぼ同じ結果であり、本計画が町民に十分認知されているとは言えません。
18 また、町民の周知度では「ジェンダー」は59.3%、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ balan
19 ス)」は50.8%と半数以上を占めており、男女共同参画に関連する用語で、メディア等でも取り
20 上げられる機会のあるものは周知度が高い傾向が見られます。このような用語の周知や内容の理
21 解を通して、男女共同参画とは何か、町民が取り組む必要があることは何かを考える機会を設け
22 るとともに、本町の取組や『まじゅんプラン』の周知も図り、町民とともに男女共同参画を推進
23 するまちづくりが必要です。

24 男女共同参画に関する情報を発信し、町民の周知度と理解を深めていくためには、より一層の
25 広報・啓発が必要であり、他の広報媒体活用や町公式のLINEの活用など、新たな広報につい
26 て検討する必要があります。

27

28 【基本的な考え方】

29 男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが男女共同参画を理解し、認めあい、行動す
30 るための意識改革が必要です。そのため、職場、学校、地域社会などの組織において、男女共同
31 参画の考え方を基本とした活動を推進し、男女共同参画が「当たり前」の社会を目指します。

32 多様な媒体、イベント、新たな広報手段の検討と実行を行い、またSDGsの目標5番目が「ジ
33 ェンダー平等の実現」であることを併せて町民に広め、一人ひとりにできることから始めていけ
34 るように、事例紹介など関係する情報を広く発信し、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

1 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	ホームページやSNS等の様々な媒体を通じて、男女共同参画の重要性及び必要性について、広報・啓発を今後も継続して行います。また、子どもから大人まで分かりやすい情報の発信を行います。	企画財政課
②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	第三次男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知を図るため、計画のダイジェスト版による周知・広報啓発を行います。また、講演会などを開催し計画の周知を図ります。	企画財政課
③第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知	第三次男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知を図るため、計画のダイジェスト版による周知・広報啓発を行います。また、講演会などを開催し計画の周知を図ります。	企画財政課
④SDGsを踏まえたジェンダー平等の啓発・理解	SDGsが目指す17の目標のうち、目標5にあたる「ジェンダー平等の実現」について周知・広報を行うほか、SDGsの目標達成に向けた取組の普及啓発と理解を図ります。	企画財政課
⑤SNS等を活用した男女共同参画情報誌の発刊	男女共同参画に関する情報、事例紹介等の新たな情報発信手法として、SNS等を活用した男女共同参画情報誌を発刊し、男女共同参画が町民によりわかりやすく、より身近に感じられ、より情報を入しやすくなるように図ります。	企画財政課
⑥男女共同参画「Q&A」の町ホームページへの掲載	男女共同参画に関する基礎知識の普及を図るため、男女共同参画についての趣旨、必要性、事例などをQ&A形式でホームページに掲載し、町民によりわかりやすく男女共同参画について伝えていきます。	企画財政課

2
3 【家庭・地域・職場に期待する役割】

4 ○家庭では：

- 5 ・町から発信される男女共同参画についての情報に関心を持ち、目を通してみましょう。
- 6 ・男女共同参画に関する研修・講座や、意識啓発の機会に積極的に参加しましょう。
- 7 ・ご家庭での男女共同参画の在り方に目を向け、まずは家庭生活からチェックしてみましょう。
- 8 ・男女共同参画の必要性を話し合ったり、~~お~~互いを思いやる気持ちを育みましょう。

9 ○地域では：

- 10 ・機会があるごとに男女共同参画について話し合みましょう。
- 11 ・自治会や地域活動の中での男女共同参画の在り方について、チェックしてみましょう。
- 12 ・町との連携のもと、各字公民館等での男女共同参画パネル展の実施を図り、地域での男女共同参画の意識醸成に努めましょう。

14 ○職場では：

- 15 ・町から発信される男女共同参画の情報に関心を持ち、男女共同参画を職場で取り入れる方法を考えてみましょう。
- 16 ・職場での男女共同参画の在り方に目を向け、職場の状況をチェックしてみましょう。
- 17 ・男女共同参画の重要性を理解し、男女共同参画パネル展への協力等を行うとともに、男女共同参画の学習会などに従業員の参加を促すなど、人材育成に努めましょう。

1 (2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実

2 【目指す将来像】

3 ●子どもの頃から、人権や多様性を尊重する心を育み、誰もが互いを認めあって支
4 え合いながら暮らしていけるまち

5 【現状と課題】

6 日本では、昔からの慣習や社会の中で「女性だから・・・」、「男性だから・・・」という、女
7 性、男性の固定的な役割意識があり、それを当たり前のように押し付けられたり、あるいは無意
8 識に受け入れてしまっている場合が、世の中には今も多くあります。こうした固定的な役割分担
9 意識は、幼い頃から日常生活の様々な場・機会を通して植え付けられていくものであり、男女共
10 同参画社会の推進を妨げる一因となっています。

11 令和3年度<2021年度>に行った子ども意識調査では、親から「女の子らしく、男の子らしく」
12 と言われた経験について、中学生男子は38.6%であるのに対し、中学生女子は65.2%を占めて
13 おり、小学生や高校生より高い結果となっています。さらに、男女の性差意識について見ると、
14 中高生では、学校の係や当番で男子・女子の役割分担を感じている割合が50%程度を占めるほ
15 か、女子の方がいろいろな場面で甘やかされていると感じる割合が40%～50%程度あります。

16 町民意識調査結果においては、男女共同参画のために行政が推進すべきこととして、学校での
17 男女共同参画教育を重視する声が80.7%を占めており、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸
18 成が望まれているところであります。

19 そうした中、本町の学校教育の場では、道徳や特別活動も含め、全ての学校教育活動を通して、
20 人権教育を推進しています。また、ジェンダー平等を意識づけるため、保育園や幼稚園、学校で
21 は、男女とも「さん付け」で呼ぶことや、男女混合名簿を導入しているほか、中学校においては、
22 令和3年度<2021年度>より、性別に関係なく制服を選べる「制服選択制」を導入しています。こ
23 の取組を自治体として実施しているのは県内初であり、男女混合名簿、制服選択制など本町は学
24 校教育の場において、すべての人の人権、多様性の尊重を意識して推進しています。町民意識調
25 査でも、男女の地位の平等感については、家庭や職場、政治の場、慣習・しきたりでは男性が優
26 遇されていると感じる割合が半数を超えています。しかし、「学校教育の場」では男女平等と感じる割合
27 が52.1%で、最も平等感を感じているのは学校であることがわかります。

28 性の多様性に目を向けると、性の多様性を認めていきたいとする声は、町民意識調査では、
29 72.5%、中学生で81.5%、高校生で71.1%となっており、男女別では女性の方でこの割合が高く
30 なっています。学校においては、児童生徒や教職員を対象としたLGBTの理解や性の多様性を
31 学ぶ講演会や学習会(道徳や特別活動など)を実施しており、性の多様性についての理解が深まる
32 ように努めています。今後も引き続き、ジェンダー教育やLGBTを含めた性の多様性に係る学
33 習を推進する必要があります。

1 **【基本的な考え方】**

2 男女共同参画やジェンダー、性の多様性、人権などについては、子どもの頃から意識の醸成を
 3 図ることが重要です。子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期から、~~人権教育、~~
 4 ~~DV~~固定的な性別役割分担を意識しない教育や人権、DV、ジェンダー平等、性に関する正し
 5 い知識を持ち機会などについて、子どもの発達段階に応じた教育取組を推進します。

6 また、子どもたちを指導する立場である保育士や教職員等も、男女共同参画意識を高め、更な
 7 る向上を図ります。

8
 9 **【具体施策】**

具体的な施策	施策の内容	担当課
①幼児期におけるジェンダー教育の推進	子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、家庭との連携のもと、保育所や幼稚園で固定的な性別役割分担意識を植え付けない教育を推進します。	こども課 学校教育課
②児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、固定的な性別役割分担意識を植え付けないジェンダー平等の学習機会や学校生活を推進します。 また、LGBT等、性の多様性について理解するための人権教育について、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。	学校教育課
③主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	次世代を担う子どもたちが性別に捉われないことなく、それぞれが望む進路を主体的に選択でき、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進を図ります。	学校教育課
④保育、教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実	保育士や教職員等の関係者に対して、男女共同参画意識の更なる高揚を図るため、研修機会の充実を図ります。	こども課 学校教育課
⑤学校教育での人権教育等の推進	人権ガイドブックの活用をはじめ、道徳の時間や平和学習、総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、学校教育において多様性を認めあえる人権教育やDV等の教育を推進します。	学校教育課
⑥人権の尊重を踏まえたメディア・リテラシーの推進	情報化社会の中で、人権を尊重した情報モラルを見につけられるよう、SNSやインターネットの活用に係るメディア・リテラシーについて、人権尊重の観点を踏まえた情報モラルの周知と指導を行います。	企画財政課 学校教育課
⑦性教育・思春期教育の推進	すべての人がともに性に関する正しい知識を持ち、命の大切さや親になることの意義、人権尊重について理解と認識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を推進します。	学校教育課

10
 11 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

12 ○家庭では：

13 ・男女を分け隔てなく育てるとともに、男女を問わず、子どもの頃から家事などを体験させま
 14 しょう。

15 ・子どもが、学校で学んだり体験したジェンダー平等や多様性(ダイバーシティ)を尊重する社

- 1 会に関する話題に対して、保護者は関心を持ち、一緒に考え、意見交換してみましょう。
- 2 ・「男だから」「女だから」、「男でしょ」「女でしょ」といった区別は避けましょう。
- 3 ・子どもの進路について、子ども自身に主体的に選ばせましょう。

4
5
6
7

1 方針 2. 女性の活躍のための方策の推進

2 (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大

3 【目指す将来像】

●管理職など、指導的立場で活躍する女性が増え、すべての人が自らの力を発揮するとともに、多様な町民の視点や考え方をまちづくり、民間事業所・団体の活動に反映させていく活力あるまち

4

5

【現状と課題】

6

国では、女性の活躍を推進する取組を行ってきましたが、「指導的地位に女性が占める割合」は令和2年<2020年>で10%にとどまっており、目標としていた30%に届いていません。また、令和3年<2021年>の世界経済フォーラムでは、SDGsの目指す「目標5」である「ジェンダー平等の実現」において、世界156か国のうち、120位と低い状況にあります。

7

このような状況を受け、国では、令和2年<2020年>12月に策定した「男女共同参画基本計画」において、社会での女性の活躍を重視する計画を掲げています。

8

本町においては、多様な町民の視点や考え方をまちづくりに反映させていくためにも、あらゆる分野における政策等の立案及び意思決定において、すべての人が対等に参画することを目指して取組を行ってきました。

9

本町職員の女性管理職登用は30%であり、県平均の14%、全国平均の14.2%を上回り、県内では第1位と最も高くなっています。しかし、各種審議会等の女性登用の割合をみると、令和2年度<2020年度>では27.4%であり、10年前の平成23年<2011年>4月1日の32.8%を下回る状況にあります。県内でも17位と高くはなく、女性委員のいない審議会等もあります。審議会における女性の参画が課題となっています。

10

令和3年度<2021年度>の町民意識調査では、女性を取り巻く環境で変わってきていると感じることとして、「女性の管理職が増えた」という声が45.1%と半数近くを占めています。しかし、男性優位の社会の仕組みや制度が根強くあるために、女性の管理職が少ないという声が51.3%と半数を占めるほか、女性の能力発揮のチャンスが男性のように与えられていないという声も30.3%ありました。

11

こういった状況を踏まえ、男女にとらわれずに、幅広い人材の登用を行うことで、幅広い意見を取り入れ、新しい視点で政策や様々な取組を進めることができます。男性優位の社会構造を変えることや女性にもチャンスがあることなどといった声を踏まえ、すべての人が能力アップや力を発揮できるように取り組んでいくことが求められています。職場や地域、行政等あらゆる分野で女性の意識を高めていくとともに、女性の能力を十分に発揮できるような支援や環境づくりを行うなど、政策・意思決定過程への女性の参画により、女性が一層活躍する社会づくりを進めることが必要です。

12

13

【基本的な考え方】

管理職の女性登用を推進するとともに、女性の活躍について、職員への研修や女性職員の意識向上、リーダー育成に係る研修等を行うなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)を行います。

また、審議会・委員会委員の選任の際にも、男女を問わず幅広い人材の登用を図り、女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に積極的に取り組みます。さらに、民間事業所や各種団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	審議会・委員会委員の選任について、男女を問わず幅広い人材の登用を図ります。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に向けて積極的に取り組みます。	全課
②役場女性職員の管理職等への登用促進	女性職員について、研修などへの積極的な参加を促すとともに、能力のある女性の昇任・管理職への登用、職域の拡大を図るなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)の働きかけを行います。 また、このような女性職員をサポートするため、多くの職員の理解がある環境を整備します。	企画財政課 総務課
③民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	民間事業所や商工会等関係団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。	産業振興課 総務課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、自らの力を発揮できるように、各種審議会・委員会等、まちづくりの様々な場に積極的に参画しましょう。
- ・地域の役職などに女性も積極的にチャレンジしましょう。

○地域では：

- ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、優れた人材を役職として登用するなど、男女共同参画による地域づくりに努めましょう。

○職場では：

- ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、優れた人材を管理職として登用するなど、公平な職場環境創出に努めましょう。

1 (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

2 【目指す将来像】

3 ●女性の潜在能力を引き出すことで、女性があらゆる分野で活動し、社会の発展に
4 より多く関わっていくまち

5 【現状と課題】

6 近年、共働き世帯が増加し、女性の社会進出が進んでいますが、指導的立場に占める女性の割合は世界と比べて低くとどまっています。女性が能力を十分に発揮するためには、本人の努力とともに、能力開発・人材育成などにより女性が力をつけていく支援の充実も必要となります。SDGsにおいては、目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメント(潜在能力を引き出し、発揮させること)を図ることを目標としています。

7 令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、首長や議員、管理職などへの女性の参画が少ない理由のうち、「女性自身に役職に対する関心やチャレンジ精神がない」という回答は18.5%で、10年前の調査時(28.5%)からやや下がっています。意思決定過程への参画などにおいて、女性の向上心は以前より高まってきていることがうかがえます。

8 本町では、女性の研修参加を促し、女性リーダーの育成、女性団体の交流会など、女性のエンパワーメントと交流につながる取組を推進しています。

9 女性が社会の様々な分野で活躍し、責任ある役割を担っていくために、女性の能力向上のための支援及び、女性が力を発揮できる組織環境であることが必要です。

10 【基本的な考え方】

11 女性がその能力を十分発揮できるように、女性リーダーの育成及び女性のエンパワーメントや女性の能力開発につながる各種講座等の実施や情報提供等を行い、女性の意識向上と、責任ある役割を担い、やりがいを感じながら自分らしく生きていくための支援に努めます。

12 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①女性リーダーの育成	各団体や地域等で活動する女性リーダーの育成に向け、国内外の各種研修への派遣や女性リーダー研修の実施、女性のエンパワーメントにつながる生涯学習講座等の実施を図ります。	企画財政課 生涯学習文化課
②女性団体等交流会の実施と連絡協議会の設立支援	女性団体等交流会を開催するとともに、女性団体の連携を図りながら町女性団体連絡協議会の立ち上げを支援します。	企画財政課
③女性のための講座等の周知・広報	関係機関等が実施する、女性の人材育成講座等に関する情報の周知・広報を行います。	企画財政課 生涯学習文化課

具体的な施策	施策の内容	担当課
④女性起業家への支援	町商工会や金融機関等の関係機関等と連携し、女性起業家育成のための講座の実施、情報提供や相談を行います。	産業振興課
⑤SDGsを活用した女性のエンパワーメントの推進	町内の女性団体等に対して、SDGsに関連する活動・セミナー・交流を推進することで、各団体間の連携を促進し、SDGsの活用による女性のエンパワーメントの推進を図ります。	企画財政課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・女性のエンパワーメントに関心を持ち、関連する学習機会等に参加しましょう。
- ・男性も、女性のエンパワーメントに関心を持ち、社会参加する女性を支援しましょう。

○地域では：

- ・自治会等においては、幅広い人材の活用とリーダーの育成に努めましょう。
- ・女性団体間の交流を充実していくとともに、女性のエンパワーメントに資する取組や情報交換などを行いましょ。

○職場では：

- ・資格取得や職業能力開発にチャレンジする意欲を高めるため、女性従業員の能力開発講座等への参加促進等を行いましょ。

(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

【目指す将来像】

- 地域に残るこれまでの慣行を見直しながら、すべての人が、参加したい行事や伝統芸能、防犯、防災、見守り活動などに自由に参加し、つながりを持って地域活動するまち

【現状と課題】

沖縄には優れた文化がたくさんあり、本町においても綱引き、エイサーなどをはじめとする伝統と文化に恵まれた町です。祭りや伝統文化の中には、旗頭、獅子舞、綱引きなどでは、男性が担うものという風習があり、女性が参加できないなど、地域における「男性社会」の傾向が見られます。

令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、男女の地位の平等感について、「社会通念・慣習・しきたりなど」で男性優遇を感じるという割合が73.9%(平成23年(2011年)調査時64%)と非常に高く、また「地域活動・社会活動の場」では42.5%(平成23年(2011年)調査時37.6%)が男性優遇を感じています。この結果は10年前の調査時より上昇しており、地域社会における男女平等の推進が必要となっています。

本町においては、男女共同参画週間でのパネル展を開催し、社会制度や慣行(社会通念・習慣・しきたり)についての見直しとその意識づくりのための広報・啓発活動を行っています。また、女

性が主体となった活動の強化を図るべく各女性団体が連携し、交流できる機会を確保してきました。防災分野においては、女性の視点を踏まえた避難所の在り方検討も必要であり、女性の意見を災害・防災対策に取り入れながら地域防災に取り組むことも大切です。

活力ある地域社会を築くためにも、社会通念・慣習での男性優位を見直すきっかけづくりをしていくとともに、すべての人が同じ立場で共に地域社会に参画し、協働で支え合っていける地域社会づくりが必要です。

【基本的な考え方】

地域活動を行う上で、誰もが参加でき、多様な考え方が地域づくりに活かされることを目指します。また、地域の社会通念や慣行について、男女共同参画の視点でより望ましい方向へ見直しを行うことで、地域の活性化や組織の活動強化につなげます。

地域防災においても、男女共同参画の視点で、災害時の避難や避難所、被災後の生活等について検討し、地域防災に取り組みます。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①町民の自治会や各種団体の活動への参加促進	すべての人がともに自治会や各種団体の活動に参加し、多様な考え方が地域づくりや各種活動に活かされるよう、広報や様々な講座等を行い、自治会や各種団体の活動など様々な地域活動への町民の参画を促進します。	総務課 企画財政課 住民環境課 保健福祉課 教育総務課 生涯学習文化課
②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行(社会通念・習慣・しきたり)について、すべての人が社会の一員として対等な立場で意思決定をし、自らの責任を果たせるようにしていくなど、意識の啓発を図ります。	企画財政課
③伝統文化・芸能・工芸における男女共同参画への理解促進	伝統的な性別意識・習慣のある伝統文化・芸能・工芸について、性別に偏らず、希望する人が参加できるように促すなど、時代にあった伝統文化・芸能・工芸の保存と継承について理解促進を図ります。	生涯学習文化課
④防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	町の地域防災計画や災害時の避難、避難所や被災後の生活での様々な問題を解決するために、女性やその他多様な方々の視点を取り入れたり、防災会議の委員などに登用を図ります。	総務課
⑤第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	地域や職域等で男女共同参画や、人権問題等に関する調査、研究などの取組を行う団体の育成を支援し、連携体制の充実を図ります。	企画財政課

1 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

2 ○家庭では：

- 3 ・男女を問わず、自治会活動等の地域活動に積極的に参加しましょう。
4 ・伝統芸能などで興味のあるものには、誰もが積極的に参加しましょう。

5 ○地域では：

- 6 ・自治会活動や、防犯・防災など様々な地域活動への女性の参画を促しましょう。
7 ・男女で分けられている役割・慣習が地域の中にないか検証し、皆で改善に向けて話し合うな
8 ど見直しを行いましょう。
9 ・伝統芸能においては、これまでの男性偏重の慣行を見直し、性別で分け隔てることなく、誰
10 もが参加できるようにしましょう。

11

12

方針 3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

【目指す将来像】

- すべての人がDVや虐待を見逃さず、予防や早期発見が迅速に行われるとともに、相談から支援までの体制が構築されているまち
- あらゆる暴力が根絶され、すべての人が安心して暮らすまち

【現状と課題】

男女共同参画社会の実現においては、人々の人権尊重の上に成り立つものであり、DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシャル・ハラスメント、性犯罪などの暴力は、明らかに人権を侵害するものであります。また、DVは、子どもが暴力を目にすることで、子どもへの精神的虐待にもなるほか、DVのある家庭では子どもへの暴力も見られます。

令和3年度<2021年度>の町民意識調査では、DV被害者について、「身近に当事者がいる」や「家族や知人から相談されたことがある」という回答が5%程度あります。DVを見聞きした際には、被害者をかくまったり、相談機関を紹介したという声があるものの、「何もできなかった」という回答が27.4%あります。また、回答者本人がDVを受けた経験を見ると、「暴言を受けた」が21.3%、「身体に対する暴力を受けた」が13.0%であるほか、男性に比べて女性の方が高くなっています。暴力を受けた際の相談状況を見ると、どこにも相談しなかったという回答が44.1%を占めており、相談しなかった理由としては、「相談するほどではなかった」や「自分も悪いところがあつた」をあげる声が高いが、中には「恥ずかしくて誰にも言えなかった」、「相談しても無駄だと思った」、「自分が我慢すればやっつけられると思った」という回答がそれぞれ20%弱あります。DVについて悩み、つらい思いを抱え込まずに済むように、専門相談の窓口が周知されるとともに、どんなことでも気軽に相談できる場、プライバシーが守られる場、親身になって寄り添う場であり、相談者を“受け止める場”であることが必要です。

また、調査結果の中には、女性だけではなく、男性へのDVや専用相談窓口など、男性の視点での取組も必要であるという声が見られました。

本町では、男女共同参画週間において、身体的・精神的・性的暴力などDVについてのポスター展示を行い、DV防止のための啓発・広報を行っているほか、町ホームページに相談窓口一覧を掲載し、DVや性的暴力の防止と被害者のための相談窓口についての情報提供を行っています。今後は、町公式のLINEへの掲載の仕方など、利用したい人がすぐに検索できるような方法も検討が必要です。

また、高齢者、障がい者、児童への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるため、町民への虐待に関する知識の普及啓発や関係機関等との連携ネットワークを構築しています。児童虐待については、家庭でのDVが関係していることもあるため、こども課内にDVに関する相談窓口を設置しています。

学校においては、全児童生徒へ児童虐待の相談窓口等(電話189)のチラシを配布し、窓口の周知に努めています。要保護児童等対策地域協議会を設置し、関係機関等との連携体制のもと、

1 虐待の早期発見・対応に努めています。

2 3 【基本的な考え方】

4 DVや、恋人間に起こるデートDVなどの予防、虐待も含めたあらゆる暴力の根絶を図るため
5 に、身体的・精神的・性的暴力などについての情報、相談窓口の周知を行います。また、要保護
6 児童等対策地域協議会を通じて、関係各課や関係機関等との連携を強化し、DVや虐待の予防と
7 ケースに対する早期対応を図ります。

8 被害者保護やプライバシーの観点では、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につない
9 だり、被害者の住所を探索することを防止する措置を講じる等の対策を行います。

10 11 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①DV・虐待等に関する情報の周知広報充実	配偶者や恋人等からの暴力を根絶するため、DV防止法の周知徹底を図るとともに、ポスター等各種広報媒体を活用し、身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースがDVに該当することを周知します。また、関係各課との連携のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の周知と合わせ、あらゆる暴力・性犯罪等の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。 周知広報は、地域全体に対するもののほか、幼稚園、保育所、学校等といった、子どもに関連する関係機関等へも行います。	企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課
②DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	男女を問わずDVや虐待も含めたあらゆる暴力の防止と被害者の保護を図るため、関係機関等による相談窓口の周知を行います。 なお、役場内においては、女性相談員の増員を図るなど、プライバシーに配慮した相談窓口の充実を図ります。また、学校においても、児童虐待の相談先の周知を行います。	企画財政課 こども課 学校教育課
③保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	保育士や教職員等、乳幼児や児童生徒等の関係者に対し、DVや虐待防止の研修機会等を設け、意識の向上を図ります。	こども課 学校教育課
④要保護児童等対策地域協議会の充実	DVや各種虐待の防止、被害者への適切な対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の強化を図るため、協議会の定期的な開催、関係課や関係機関等との連携を強化し、様々な事例に迅速対応を図ります。	企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課
⑤一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	関係機関等との連携・調整を行う間、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につなぎ、利用が必要な人への対応を行います。	企画財政課 こども課
⑥住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	DV及び虐待加害者が住民票の写し等を不当に請求し、被害者の住所を探索することを防止するため、被害者からの申し出により支援借置を講じます。	住民環境課

12 13 【家庭・地域・職場に期待する役割】

14 ○家庭では：

15 ・DVや虐待に関する相談窓口を知り、必要な時には早めに相談しましょう。

- ・DV等、身の回りで起こっている人権侵害や暴力等に対しては、見逃すことなく通報するなど、適切に対応しましょう。

○地域では：

- ・隣近所で子ども、障がい者、高齢者などの虐待が心配される時には、すぐ通報するなど、虐待の予防や早期発見を意識して行動しましょう。
- ・DVに悩んでいる人などがいた場合、相談に応じたり、相談窓口を紹介しましょう。また、DV被害者を発見した場合は警察などに通報しましょう。

(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

【目指す将来像】

- すべての人に健診等の保健事業が提供され、すべての人が健康的な生活を確保するとともに、妊娠出産から子育て期に至る切れ目のない支援を受け、健康で安心して子育てができるまち

【現状と課題】

すべての人が安心して暮らすために、健康であることが一番の願いであり、生涯を通じた健康支援が求められています。特に、女性では、妊娠・出産とそれに伴う健康上の様々な問題に直面したり、婦人がん等の女性特有の病気もあります。平成6年<1994年>にカイロで開催された国際人口開発会議においては、性と生殖の健康・権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)が提唱され、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることが求められました。

また、SDGsにおいては、目標の3番目に「すべての人に健康と福祉を」が掲げられており、あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進するとされています。

本町では、母子保健事業、健診、特定健診、がん検診、婦人がん検診等を実施するとともに、健診の重要性の啓発及び受診勧奨を行っています。令和2年度<2020年度>は新型コロナウイルス感染症の影響で一部予定を変更したものの、オンラインでの両親学級開催など、ICTを活用しながら事業実施しているものもあります。健診においては、若い世代の受診率向上を図ることが課題となっています。また、母子保健においては、子育て世代包括支援センターを設置し、妊産婦と子どもの健康等について、妊娠期からの切れ目のない支援を行う体制づくりを行っています。

【基本的な考え方】

すべての人が生涯にわたり健康的な生活を送る事ができるよう、性教育や思春期教育をはじめ、様々なライフステージの中で健康づくり支援を図ります。

妊産婦や子どもについては、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、母子の健康保持・増進や子育てで不安の解消等を図ります。また、女性については女性特有の病気もあるため、婦人がん検診の実施など支援を行います。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)について広報・啓発を図ります。

1 **【具体施策】**

具体的な施策	施策の内容	担当課
①住民健診・がん検診の充実	<p>すべての人が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、住民健診やがん検診などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠・出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診の実施及び特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん・乳がん検診の受診啓発を継続するなど性差に応じた支援を図ります。</p> <p>また、住民健診や婦人がん検診などの重要性について若い世代への周知をさらに行い、受診率向上を目指します。</p>	国保年金課
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の理念について普及を図るため、情報提供を行います。	国保年金課
③妊娠期からの切れ目のない支援の推進	妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、親子健康手帳発行時の保健指導、栄養指導をはじめ、妊娠出産に関する健康相談、産後ケア、保健指導、栄養指導等、母子保健サービスを推進します。	こども課 国保年金課

2

3 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

4 ○家庭では：

- 5 ・各種健診を必ず受けるようにしましょう。
- 6 ・妊娠出産期から子育て期においては、町の各種母子保健の取組を受けるとともに、気になることは相談して不安や悩みの解決をしていきましょう。
- 7
- 8 ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念について学ぶとともに、いつ何人子どもを産むか、
- 9 あるいは産まないかを夫婦で話し合みましょう。

10 ○地域では：

- 11 ・地域から健診受診の呼びかけを行うとともに、健康づくりのための取組を行きましょう。

12 ○職場では：

- 13 ・従業員の健診受診を徹底するとともに、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」を進めましょう。
- 14
- 15
- 16

1 (3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備

2 【目指す将来像】

3 ●すべての人が、多様性（ダイバーシティ）を尊重する社会の中で互いを認めあい、
4 安心して暮らせるまち

5 【現状と課題】

6 地域社会においては、性別や年齢のほか、国籍、障害の有無、要介護状態の有無、認知症状の
7 有無、家族形態など、様々な属性の方々が共に暮らしており、“属性”を超えて互いに認めあい、
8 支え合いながら、私たちは日常生活を営んでいます。このような「多様性（ダイバーシティ）を尊
9 重する社会」は、人種・性別・年齢などに一切関係なく、すべての人々が自分の能力を活かして
10 いきいきと社会参加したり、また安心して地域で暮らしていける社会のことですが、高齢者、障
11 がい者、外国人等は、介護・介助が必要であったり、言葉や文化が違い理解できなかつたりと、
12 支援を必要としている場合もあります。特に女性においては、支援が必要な上に、女性であるこ
13 とにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があり、防災、防犯、健康支援、生活
14 支援、就労などにおいて、性別の観点も考慮した配慮が必要です。

15 令和3年度<2021年度>に実施した町民意識調査では、「多様性（ダイバーシティ）を尊重する社
16 会」という言葉の周知度は33.5%であり、用語だけではなく内容も知っているという回答は
17 10.1%にとどまっています。

18 本町の各種事業・施策においても、「多様性（ダイバーシティ）を尊重する社会」の認識を念頭に
19 置きながら、すべての人が住みやすいと感じられ、また性別の観点も考慮した事業実施が必要です。

20 【基本的な考え方】

21 すべての人が、多様性社会の中で互いを認めあい、支え合うことで、安心して暮らしていける
22 町を目指し、各種支援やサービス提供を充実するほか、女性であることによる複合的な困難がを
23 解消されるように、努め~~を~~します。

24 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
① 高齢者が安心して暮らせる環境の充実	すべての人が、高齢になっても介護を必要とせず、生きがいを持って暮らせるよう、生きがい活動の機会の確保や参加促進、就労支援、介護予防事業の充実を推進します。 また、高齢者の性別や生活実態・ニーズを踏まえた包括的なケア体制充実を図ります。	保健福祉課 産業振興課
② 障がい者が安心して暮らせる環境の充実	障がいを理由とする差別の解消の観点から、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合い、共に生きる地域づくりを推進します。 また、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及び生活実態等に応じ、個別的な支援の必要性を踏まえたきめ細かい支援を図ります。	保健福祉課

1 **【家庭・地域・職場に期待する役割】**

2 ○家庭では：

- 3 ・高齢者、障がい者等が家庭や身近にいる場合には、その方の状況を理解し、困っている場合
4 は手助けをしましょう。

5 ○地域では：

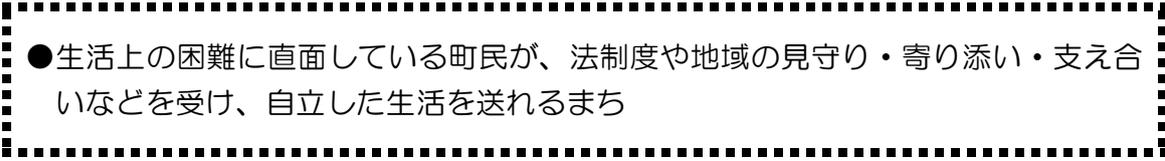
- 6 ・地域の中で、多様性について理解し、互いを認めあいながら共に地域活動を行いましょう。
7 ・障がいや認知症状などについて理解し、困っている人がいる時には相談にのったり、必要な
8 支援につなぐなど支え合いを意識しましょう。
9 ・介護予防等の生きがい活動へ、男性の参加を促しましょう。

10 ○職場では：

- 11 ・多様な人が働きやすい職場環境、相談しやすい環境、職員間で理解し合える環境づくりに努
12 めましょう。

13
14
15 **(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援**

16 **【目指す将来像】**

- 17
18 
19

20 **【現状と課題】**

21 近年は生活保護受給者数の増加や制度のはざままで貧困生活を送る生活困窮世帯の増加が社会
22 問題となっています。また、沖縄県ではひとり親家庭が多く、特に母子家庭は、母親の就労によ
23 る収入が男性より低い状況もあり、生活困窮に陥りやすいという課題もあります。

24 このような中で、平成 27 年<2015 年>4 月から施行された「生活困窮者自立支援制度」は、生
25 活困窮者が自立生活を送れるように相談支援から就労へのつなぎや斡旋など、一人ひとりの状況
26 に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携
27 して、解決に向けた支援を行うものです。

28 本町においては、生活資金の貸し付けや就労の準備支援などにより、対象者の自立支援を図っ
29 ています。

30 ひとり親家庭については医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援し
31 ています。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等とも連携し、就労支援等
32 を行っています。

33 また、沖縄県は子どもの貧困率が全国で一番高く、子どもの貧困対策を重視していますが、最
34 近はヤングケアラーも社会問題となり、子どもの孤立対策も重要となっています。

35 本町では生活困窮世帯の孤立対策を率先して行っており、子どもの居場所事業を実施し孤立し
36 ている子ども達やその世帯の支援を行っているほか、助産師と連携した若年妊産婦支援・若年妊
産婦の居場所事業を行い、子どもや保護者の気持ちに寄り添った支援を行っています。

【基本的な考え方】

生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援等を行います。また、ひとり親家庭の自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援を行います。

子どもの孤立対策である居場所事業、若年妊産婦への支援により、人とのつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。さらに、自立を目指す若者の自立支援に努めます。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①生活困窮世帯への自立支援	生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援などについて、パーソナルサポートセンター南部と連携を取りながら進めます。	こども課
②ひとり親家庭への支援・自立の促進	母子父子家庭医療費助成事業の継続実施により、ひとり親家庭の負担軽減を図ります。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携のもと、自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援策の実施を図ります。	こども課
③子どもの孤立（貧困）の防止に向けた支援の充実	教育委員会を含む各関係機関等と連携し、子どもの居場所事業により孤立している子ども達やその世帯の支援を行います。	こども課
④若年妊産婦に対する支援の充実	保健師や助産師と連携しながら、若年妊産婦への専門的な助言・指導による産前からの切れ目のない支援を行うとともに、生活困窮世帯の若年妊産婦に対して、安全安心な居場所を提供し、人とのつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。	こども課 国保年金課
⑤若年期の自立支援に向けた周知・広報	働く自信がないなどの悩みを持つ若者の自立支援を図るため、支援プログラムの作成や社会的自立・経済的自立の支援を行う「地域若者サポートステーション」の紹介を行います。	産業振興課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・隣近所のひとり親世帯や生活困窮世帯で困りごとを抱えている場合、相談先につなぐなど、気にかけてみましょう。
- ・子どもの孤立対策で町が行っている支援(食事支援や学習支援)に参加できるときは参加してみましよう。

○地域では：

- ・地域のひとり親世帯や生活困窮世帯の把握に努め、見守りなど気にかけてたり、困りごとを抱えている場合は相談先や必要な支援へのつなぎを行いましよう。
- ・子どもの孤立対策として食事支援や学習支援を行ってみるなど、地域での孤立防止に努めましよう。

○職場では：

- ・ひとり親世帯が職場で働き、子育てと両立できるように、職場環境を整えましよう。
- ・若者などが就労意欲を持って仕事に臨めるように、職場環境を整えましよう。

1 方針 4. **仕事と家庭**~~家庭生活と職場~~における男女共同参画の推進

2 (1) ワーク・ライフ・バランスと家庭~~生活~~における男女共同参画の推進

3 【目指す将来像】

●ワーク・ライフ・バランスが浸透し、**仕事と**家庭~~生活と仕事~~の調和がとれ、ゆとりある暮らしができるまち

4 【現状と課題】

5 女性の社会進出、女性の社会での活躍を推進する上では、男女共同参画の視点で、仕事と家庭
6 の調和を図ることが重要であり、女性の社会参加とともに、男性の家事・育児への参画も必要で
7 ず。世界と比べ、日本では男性が家事・育児にかかわる時間が低くなっています。近年は家庭~~生~~
8 ~~活~~を大事にする男性が増えてきましたが、それでも家事育児は女性が中心という状況が続いてい
9 ます。これは、日本における「男は仕事、女は家庭」という考え方が今も残っていることが要因
10 の一つに挙げられますが、就労において男性の長時間労働がなかなか改善されない環境も一因と
11 になっており、「男性の働き方改革」も、女性の活躍と併せて進めていく必要があります。

12 さらに、仕事と家庭の調和のためには、育児や介護を支援する制度の導入や職場の理解なども
13 必要です。

14 令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、男女の平等観を見ると、学校教育の場では
15 男女平等と感じている割合が50%を占める一方、職場では33.7%、家庭では30.5%と低くなっ
16 ています。また、家庭での男女の役割分担については、男女ともに「必要に応じて男性も家事を
17 行った方が良い」が47.0%、「男女は家庭でも平等に役割分担をする方がよい」が46.0%であり、
18 社会生活を始めると、職場や家庭では学校教育の場と比べて男女共同参画が薄れた社会構造とな
19 っており職場や家庭における理解と行動が進まなければ女性の活躍も達成されず、たとえ数字的
20 に達成されたとしても、実際はワーク・ライフ・バランスが崩れた状態で「なんとかして」両立
21 しているという、ひずみの中の達成でしかありません。

22 本町では、男女共同参画週間において、パネル展を開催し、ワーク・ライフ・バランスについ
23 ての広報・啓発活動を行っています。また、保育所での通常保育をはじめ多様な保育サービス、
24 幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等に努め、共働き家庭を中
25 心とした仕事と家庭の調和のために寄与しています。さらに、男性の料理教室等を行い、家事へ
26 の男性の参加を促す取組にも努めています。

27 【基本的な考え方】

28 仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれるよう、~~男女ともに~~働き方の見直しに
29 ついて啓発を図ります。また、仕事と子育ての両立が容易となるように、子育てや介護を支援す
30 る施設や多様なサービスの提供体制を充実します。

31 また、育児や介護への男性の~~介護~~参加を促進し、すべての人が共に育児や介護を担っていくよ
32 うに働きかけます。

33 教育の分野で取り組んでいる「家庭の日」や「家庭学級」の普及啓発とともに、家庭で家族が

1 共に過ごす時間の確保及び父親の参加促進を図ります。

2

3 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し	男女共同参画週間に「町民ホール」や「南風原ギャラリー」でワーク・ライフ・バランスについてのパネルを展示し、仕事と家庭の調和(ワーク・ライフ・バランス)が保たれるよう、 男女とも 働き方の見直しについて啓発を図ります。	企画財政課
②子育て支援の充実	仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、病児・病後児保育等の多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等を図ります。また、子育て支援センターの周知に努め、地域への子育て支援を図るとともに、男性の参加促進を働きかけます。	こども課
③介護サービス等の充実	仕事と介護の両立や、介護負担を軽減できる環境を整備するため、介護サービスの充実を図るとともに、地域で高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援を図ります。また、 家族等の介護は女性が行っている割合が比較的高い傾向にあります が、男性の介護参加を促進し、男女が共に介護を担っていくように働きかけます。	保健福祉課
④男性に向けた各種研修会、講座等の開催	男性を対象とした料理教室や講座等の実施により家事能力の向上を図り、男性の育児や家事への積極的に取り組むことを啓発することで、家事・育児を男女で分担するきっかけづくりとして、男性を対象とした各種研修会や講座等を実施しを支援します。 男性が家事・育児を分担する意識を促します。	生涯学習文化課
⑤マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進	マタニティ教室や両親学級への父親の積極的な参加を促し、出産から育児について両親でともに分かち合い、支えあっていけるように努めます。	国保年金課
⑥「家庭の日」の普及・啓発	各家庭でともに過ごす時間を持つように心がけることを推進するため、「家庭の日」(毎月第3日曜日)の普及運動の周知や、児童生徒に対し絵画・ポスターコンクールへの応募を働きかけます。	生涯学習文化課 学校教育課
⑦家庭学級の推進	各小・中学校PTAが中心となり開催する「家庭教育学級」に父親も参加できるよう環境づくりに努めます。併せて、男女共同参画をテーマにした学習機会の創出も働きかけます。	生涯学習文化課

4

5 【家庭・地域・職場に期待する役割】

6 ○家庭では：

7 ・仕事と家庭のワーク・ライフ・バランスの取れた働き方~~や~~家庭のあり方を、夫婦~~や~~パートナーと~~を~~共に考えてみましょう。

8
9 ・家事や育児、介護を夫婦~~や~~パートナーと~~を~~共に行き、~~お~~互いの負担が軽減されるようにしましょう。

11 ○地域では：

12 ・地域でもワーク・ライフ・バランスについて考え、地域活動と仕事や家庭生活がバランスの

1 取れたものとなるように努めましょう。

- 2 ・地域の子育て家庭を支援するため、ファミリーサポートセンターのサポート会員への参画や、
3 地域ぐるみによる子育て支援に努めましょう。

4 ○職場では：

- 5 ・一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を意識し、仕事とその他の生活を両立できる
6 就業形態となるよう、労働条件・環境整備の向上に努めましょう。

7
8
9 (2) 職場における男女平等の実現

10 【目指す将来像】

11 ●職場での男女平等が実現し、すべての人が不安なく、意欲をもって就労できるま
12 ち

13 【現状と課題】

14 職場においては、管理職に男性が多いほか、賃金や役職等の面で男女の差がいまだに見られる
15 状況にあります。これには、女性の活躍の推進とともに、男性の働き方改革の推進も不可欠であ
16 り、さらに育児や介護の担い手が女性に偏っていることも関係しています。

17 令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、職場における男女の差として、「賃金・昇
18 進・昇格」や「人事配置」を挙げる声が比較的高くなっています。また、女性が仕事を持つこと
19 についての考え方をたずねたところ、「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方がよい」
20 という回答が60.2%と大半を占めています。女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと
21 としては、「労働時間の短縮や休日の増加など働きやすい労働条件」を挙げる声は55.0%でとて
22 も高くなっているほか、「育児・介護休業制度」も36.8%で高くなっています。

23 本町では、役場及び商工会の協力を得て、チラシ・パンフレット等による職場における男女共
24 同の周知広報と理解啓発、各種ハラスメントの周知を行っています。表紙周知方法については、
25 町内事業所にしっかりと行き渡るように、新しい発信方法、情報の共有方法についても検討する
26 必要があります。

27 また、働く女性の妊娠出産、育児及び介護について、職場で配慮を行うように理解を図るほか、
28 就労環境改善を町内事業所に働きかけるなど、一層の強化が必要です。

29 【基本的な考え方】

30 雇用や待遇において、すべての人が等しく適切な評価を受けられるよう、男女雇用機会均等法
31 等の普及・啓発を図るとともに、職場において育児や介護を支援する就労環境づくり、父親の育
32 児参加・働き方の見直しについて、啓発を図ります。

33 また、経済的な支援やキャリア教育等により、貧困など生活上の困難に直面する男女への支援
34 を図ります。

1 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①男女の均等な雇用機会等の確保	職場において、採用・昇進・配置・研修等で、性別によって不利な扱いを受けることがないように、事業所等への男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。また、パートタイム労働者、契約社員、派遣社員等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて、「パートタイム有期雇用労働法」（令和2年<2020年>4月より施行）の普及・啓発を図ります。 また、厚生労働省の「ポータルサイト」を活用した情報提供を行います。	総務課 企画財政課 産業振興課
②各種ハラスメント対策の周知	誰もが働きやすい職場環境としていくため、事業主に対し、職場の各種ハラスメント対策として雇用管理上講ずべき措置の周知を行い、認識の向上や適切な対処体制の構築等を促進します。	総務課 産業振興課
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠・出産を理由とする不利益な扱いを受けないよう、啓発を行います。	総務課 産業振興課
④育児・介護を支える職場環境の整備	仕事と家庭生活の両立に向けて、事業所に対し育児休業制度や介護休業制度の導入を働きかけるとともに、男女ともに育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを促進します。	総務課 産業振興課
⑤就労環境改善の啓発	就業環境の改善を図るため、労働時間等設定改善法、最低賃金等について町内事業所への広報・啓発を行います。 厚生労働省のイクメンプロジェクトサイトについて周知を図るなど、職場における父親の働き方の見直し、育児参加に関する啓発を行います。 また、仕事と家庭の調和について事業所への啓発を行います。	産業振興課
⑥女性の再就職支援に向けた情報提供	出産 や子育てから手が離れた 後の女性の雇用について、関係機関等との連携のもと、就職情報や講座に関する情報提供等を図ります。	企画財政課 産業振興課
⑦厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録	厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくり、広く町民へ情報提供を行います。	産業振興課
⑧働く男女の健康管理対策の実施	長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保や職場における健康管理を進めるとともに、事業所等への啓発を図ります。	総務課 産業振興課
⑨家族従業者への支援	農業などにおいて女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう家族経営協定の確立の普及を、関係機関等と連携して普及・促進します。	産業振興課

2
3 【家庭・地域・職場に期待する役割】

4 ○家庭では：

- 5 ・~~男性も可能な限り~~育児休業や介護休業を~~取得し~~、~~育児や介護に取り組み~~を~~図り~~ましょう。

6 ○職場では：

- 7 ・従業員が、~~男女を問わず~~育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりに努めましょう。

- 8 ・~~育児休業や介護休業のよさについて~~、取得した人と話す機会を持ちましょう。

- 9 ・従業員一人ひとりの生活状況にも目を向け、育児、介護、ひとり親など、生活を支える視点

- 1 でも就労環境を合わせていけるような、柔軟な就労環境づくりに努めましょう。
- 2 • 性別による採用や部署配置を限定せず、従業員の能力を発揮できる職場環境をつくりましょ
- 3 う。
- 4 • 従業員の服装に制限をかけず、すべての人が自分らしく、過ごしやすい職場環境をつくりま
- 5 しょう。
- 6 • セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場環境づくりに取り組みましょ
- 7 う。併せて、相談体制づくりに取り組みましょう。

8
9

方針 5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化共生の推進

(1) 平和の継承と発信

【目指す将来像】

●町民が戦争の記憶を風化させることなく、平和を継承・発信していくとともに、誰もが安心して様々な活動に参加できる平和なまち。

【現状と課題】

「男女共同参画社会の実現」は、人権が尊重された社会の実現であります。SDGsの目標16では、「平和と公正をすべての人に」が掲げられており、誰もが安心して参加できる平和な社会をつくることなどを求めています。

沖縄県は去る太平洋戦争で国内唯一の地上戦を経験し、計り知れないほどの人的・社会的・文化的な被害を受けました。本町も例外ではなく、首里・那覇に隣接し陸軍病院を抱えながら経験した激戦地としての記憶が、地域社会の至るところに染みついています。戦争は男性だけではなく、女性も様々な被害を受けるため、男性の視点だけでなく、女性の視点でも戦争被害や平和への思いを受け継ぎ、発信していくことが重要です。

本町では、学校での平和教育や平和交流を行い、講師派遣、戦争遺物を活用して戦争の歴史、人権に関わる問題や実態について学習しています。また、文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群の見学による戦争を学ぶ機会を設けています。今後も、平和教育・学習や平和を発信する取組を通し、世界中の誰もが共に安心して暮らしていくことのできる社会を築いていくことが求められます。

【基本的な考え方】

戦争のない、誰もが安心して参加できる平和な社会を継承・発信していくため、南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群の活用及び~~様々な~~女性の視点での戦争被害、平和教育などを行い、戦争の記憶を風化させることなく、平和を守り・発信します。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①平和特別授業の開催等の取組や平和学習の推進	平和教育において「南風原文化センター」での戦争・平和に関する講話や展示会、学校に出向いての特別授業を実施し、平和の大事さや 様々な 女性の視点での戦争被害や平和への思いを伝えるなど、平和学習の機会を充実します。	生涯学習文化課
②家庭・地域における平和教育等の推進	南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群を活用した平和教育及び 様々な 女性の視点での平和教育の機会を確保を図るとともに、南風原平和ガイドの会の育成・支援、平和ガイドとして町民の参画を促進します。	生涯学習文化課

具体的な施策	施策の内容	担当課
③平和事業の活動拠点を活かした事業の充実	子ども平和学習事業の充実と、そのOB達からなる「アオギリ.com」及びその下部組織の「南風原ユース」の組織強化などを通し、継続した平和学習と実践的な活動の拡充に取り組みます。	生涯学習文化課

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・慰霊の日など、あらゆる機会を通し、家庭内で男女の視点から平和について話し合いましょう。
- ・学校で行われた平和学習の話を家族で共有し、戦争や平和について話す機会を持ちましょう。

○地域では：

- ・南風原文化センターを見学したり、地域の戦争遺物を再認識し、平和の大切さについて共有する機会を持ったり、次世代への受け継ぎについて考える機会を持ちましょう。
- ・ガイド養成講座等による地域案内人の養成を図るとともに、地域の高齢者が子ども達に戦争体験を伝える機会を設けるなど、平和の発信に取り組みましょう。

1 (2) 国際理解と多文化共生理解の推進

2 【目指す将来像】

3 ● 国際理解と多文化共生理解が町民に広がり、南風原町のよさと多文化のよさが認め合えるグローバルなまち。

4 【現状と課題】

5 日本では、社会のグローバル化が進み、沖縄県においても、近年は、外国籍の方々が地域に増えてきています。国籍や性別に捉われず多様性を認め合うためにも、異文化を学び理解するとともに、日本・沖縄・南風原町の文化を発信していくことも大切です。

8 本町では、国際交流事業による中学生の海外派遣や海外移住者等子弟研修生受け入れ事業等を行っています。今後も、国際的な視野を持ち次代のまちづくりを牽引していく人材の育成充実を図っていくことが求められます。また、各学校においても多文化理解をするための教育を実施しており、今後も多文化理解を深めていくために、教育の充実を図ることが求められます。

13 【基本的な考え方】

14 国際理解と多文化共生理解の推進及び国際的な視野を持つ人材の育成を図るために、国際交流を推進します。さらに、多文化理解を深めることにより、町民に多様な価値観が生まれ、様々な考え方を広げるきっかけづくりを推進します。

18 【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
① 国際交流事業の充実	町内の中学生をハワイとカナダへ交互に派遣し、海外の文化や現地生活の体験を通して国際、外国における家庭や学校生活での男女の役割分担を学ぶなど、多文化理解を深め、広い視野を持った豊かな人材を育成します。	生涯学習文化課
② 海外で活躍している県系人との交流の実施	海外移住者子弟研修生受け入れ事業等を行い、沖縄県や南風原町から海外へ移住した人と交流を行うことにより、現地で女性の置かれている現状を把握するなど、互いの理解を深め、その経験を活かした多文化共生や国際理解の向上を図ります。	生涯学習文化課
③ 国際多文化理解を深められる機会の創出	海外展の開催や町内外に在住する外国人と交流するイベントなどを開催することで海外を身近に感じ、国際多文化理解を深められるような取組を充実させます。	生涯学習文化課 学校教育課

19 【家庭・地域・職場に期待する役割】

21 ○家庭では：

22 ・地域の文化や国際社会・異文化に関心を持ち、国際理解について話し合いましょう。

23 ○地域では：

24 ・地域に暮らす外国人との交流機会・交流の場を積極的に設けるとともに、互いの文化を理

1 解しましょう。
2

1 第三次南風原町男女共同参画計画の成果目標一覧

2 本計画の取組効果を確認するため、以下の成果指標を設定し、計画期間での目標達成を目指
3 します。

4

方針番号	評価指標	担当課	現状値 令和2年度 <2020年度>	目標値	
				令和7年度 <2025年度>	令和12年度 <2030年度>
方針1	広報誌や情報誌を活用した意識啓発	企画財政課	0回/年	1回/年	2回/年
	「男女共同参画計画～まじゅんプラン～」の認知度	企画財政課	8.6%		30%
	パネル展等の開催場所数	企画財政課	4カ所	5カ所	10カ所
方針2	審議会等委員の女性登用率	企画財政課 (全課)	30.5%	40%	50%
	“女性の翼”で県外・国外へ派遣した人数	企画財政課	15人/延べ	20人/延べ	25人/延べ
方針3	乳がん検診受診率	国保年金課	21.0%	50%	50%
	子宮頸がん検診受診率	国保年金課	18.2%	50%	50%
方針4	マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進	国保年金課	9人/年	10人/年	10人/年
	南風原町男性職員の育児休業取得率	総務課	20%	30%	30%以上
方針5	“南風原平和ガイドの会”の人数	生涯学習文化課	43人/年	50人/年	50人/年
	“国際交流事業”の派遣人数	生涯学習文化課	10人/年	10人/年	10人/年

5

6

Ⅲ. 推進体制

本計画の掲げる施策を推進していくためには、町、町民、地域、事業者等がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら展開していくことが重要です。計画の推進にあたっては、以下の体制を構築し、計画の実効性の確保を図ります。

1. 町民との連携

男女共同参画社会の主体は町民であることから、行政機関のみならず、町民一人ひとりの意識改革や行動、事業者の自主的な取組などが必要となります。そのため、地域や職域等で男女共同参画や人権問題等に関する調査、研究などの取組を行う団体の育成を支援し、町民との協働により各施策の推進を図ります。

また、町民及び事業者の責務を明らかにし、協働により男女共同参画社会を実現していくためにも、令和4年度<2022年度>制定予定の「南風原町男女共同参画推進条例」について広報・啓発を行い、町と町民が一体となって男女共同参画を推進するように図ります。

2. 男女共同参画推進会議との連携

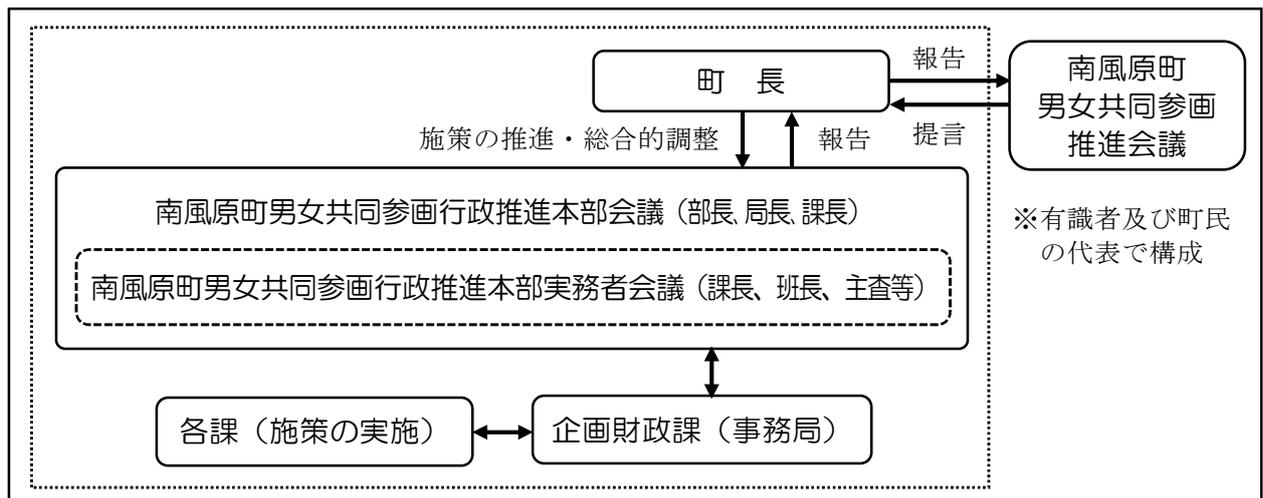
計画の推進にあたっては、有識者及び町民で構成された「南風原町男女共同参画推進会議」で、毎年度、進捗状況を的確に把握し、点検・評価していくとともに、施策・事業の実施状況を踏まえ、より効果的な取組方策の検討を行います。

3. 庁内推進体制の充実・強化

本計画を推進するためには、町長以下庁内の職員全てが男女共同参画の意識を持つことが必要です。そのため、職員研修をはじめ様々な意識啓発の機会を設け、本計画に位置付けた施策を男女共同参画の視点のもと、実施していきます。

また、庁内の推進体制として設置された「南風原町男女共同参画行政推進本部会議」を定期的開催し、施策や事業を効果的に推進します。

【男女共同参画推進会議と庁内推進体制との関係】



1 **4. 関係機関等との連携強化**

2 男女共同参画社会の形成に向け、沖縄県をはじめ、県内市町村、学校など、関係機関等との
3 連携を強化していくことが必要です。学校における男女共同参画や多様性(ダイバーシティ)を
4 尊重する社会に関する教育・学習、事業所等でのワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の
5 視点での働き方改善、DV防止や発生後の早期対応など、様々な分野で関係機関等との連携が
6 必要です。また、沖縄県男女共同参画センター“ているる”については、男女共同参画社会の
7 実現に向けた活動拠点として、男女共同参画に関する研修・講座の開催、各種情報の収集・提
8 供、団体等の活動の場の提供、相談機能等を有していることから、本町の男女共同参画を推進
9 する上でも連携強化が必要です。

10 そのため、関係機関等との連携強化や広域的な協力体制のもと、男女共同参画社会の実現に
11 取り組みます。

12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29